

第2回共同シンポジウム
ネットワークとプライバシー
インターネットと法情報
- 予稿・資料集 -

共同主催

明治大学学術フロンティア推進事業

「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」

サイバー法研究会

法情報学研究会

後援

大阪大学大学院法学研究科

日時・場所

1999年11月27日

大阪大学吹田キャンパス「コンベンションセンター」

目次

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 開催プログラム | p.3 |
| 2 | 予稿集 | |
| | 新保史生 | 米国における個人情報のネットワーク利用と保護方策の現状 p.5 |
| | 米丸恒治 | EU個人情報保護ディレティブとその影響 p.10 |
| | 坂東俊矢 | ネットワーク社会における個人情報と消費者保護 - 国際消費者 法学会での議論を踏まえて p.13 |
| | 鈴木正朝 | わが国におけるコンピュータと個人情報保護の現状と課題 - JIS Q 15001 を中心に p.17 |
| | 小松 弘 | 法情報へのXMLの応用 p.23 |
| | 門 昇 | わが国における法情報学教育の現状と課題 p.30 |
| | 立山紘毅 | 情報公開メディアとしてのインターネット - 公開・報道・開示請 求 p.32 |
| | 指宿 信 | 流れ星に名前を付けられるか? - ネット文献の引用方法に ついて p.37 |
| | 夏井高人 | SHIP-Project と法情報学の展望 p.46 |
| 3 | 資料集 | |
| | 町村泰貴 | SHIP-Project 1999 年夏期研究合宿における討論結果要旨 p.48 |
| | 岡村久道 | 法律論文における出典の表記方法について p.54 Web ドキュメントを著者の許諾を得て転載 |

第2回シンポジウム開催プログラム

10:00 - 10:05 (主催者等挨拶)
開催校・後援者代表 中山 勲(大阪大学法学部長)

第1部：サイバー法研究会「情報ネットワークとプライバシー」

10:05 - 10:30 新保史生((財)国際通信経済研究所嘱託研究員)
「米国における個人情報のネットワーク利用と保護方策の現状」
10:30 - 11:00 米丸 恒治(立命館大学法学部教授)
「EU 個人情報保護ディレクティブとその影響」
11:00 - 11:30 坂東俊矢(京都学園大学法学部教授)
「ネットワーク社会における個人情報と消費者保護・国際消費者法学会
での議論を踏まえて」
11:30 - 12:00 鈴木 正朝((社)情報サービス産業協会)
「わが国におけるコンピュータと個人情報保護の現状と課題・JIS Q
15001を中心に」
12:00 - 12:45 (昼食)
12:45 - 13:30 第1部パネルディスカッション「情報ネットワークとプライバシー」
司 会：牧野二郎(インターネット弁護士協議会代表)
パネリスト：第1部報告者

第2部：法情報学研究会「インターネットと法情報」

13:30 - 14:00 小松 弘(弁護士)
「法情報 XML に関するアメリカ合衆国の研究開発動向」
14:00 - 14:30 門 昇(大阪大学法学部講師)
「わが国における法情報学教育の現状と課題」
14:30 - 15:00 立山紘毅(山口大学経済学部経済法学科教授)
「情報公開メディアとしてのインターネット・公開・報道・開示請求」
15:00 - 15:10 (休憩)
15:10 - 15:40 指宿 信(鹿児島大学法文学部助教授)
「流れ星に名前を付けられるか?・ネット文献の引用方法について」
15:40 - 16:00 夏井高人(明治大学法学部教授)
「SHIP-project と法情報学の展望」
16:40 - 16:45 第2部パネルディスカッション「インターネットと法情報」
司 会：養老真一(大阪大学法学部講師)

パネリスト：第2部報告者

16:45-16:50 (閉会の挨拶)
岡村 久道(弁護士, 近畿大学産業法律情報研究所講師)

17:30-19:30 (レセプション)

米国における個人情報のネットワーク利用と保護方策の現状

(財)国際通信経済研究所嘱託研究員 新保 史生

Protecting Personal Information in Network Societies - Observations on the United States Model -

Fumio Shimpo

Adjunct Researcher at Research Institute of Telecommunications and Economics

shimpo@fumio.org

概 要

米国における個人情報のネットワーク利用の現状と個人情報保護に関する法律及び制度を概観し、個人情報保護への取組及びその特色を明らかにする。

・ 個人情報のネットワーク利用の類型

個人識別徴表としての個人情報
金融関連情報
社会保障関連情報
保険関連情報
公益設備利用関連情報
消費者情報
雇用関係情報
教育個人情報
法情報

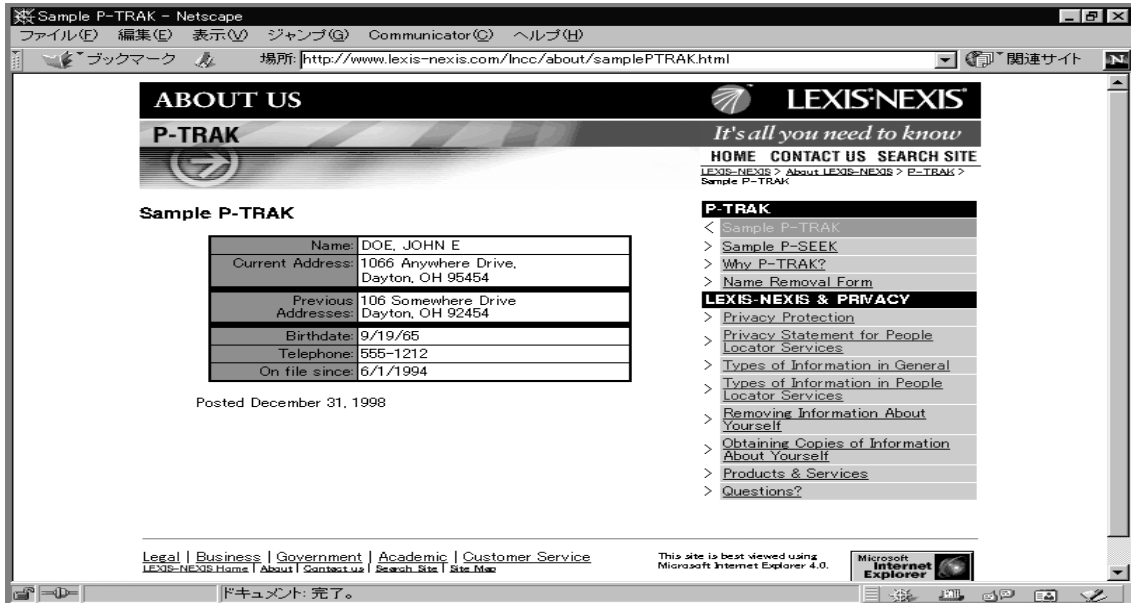
・ 個人情報のネットワーク利用の現状

a. 個人情報のオンライン検索

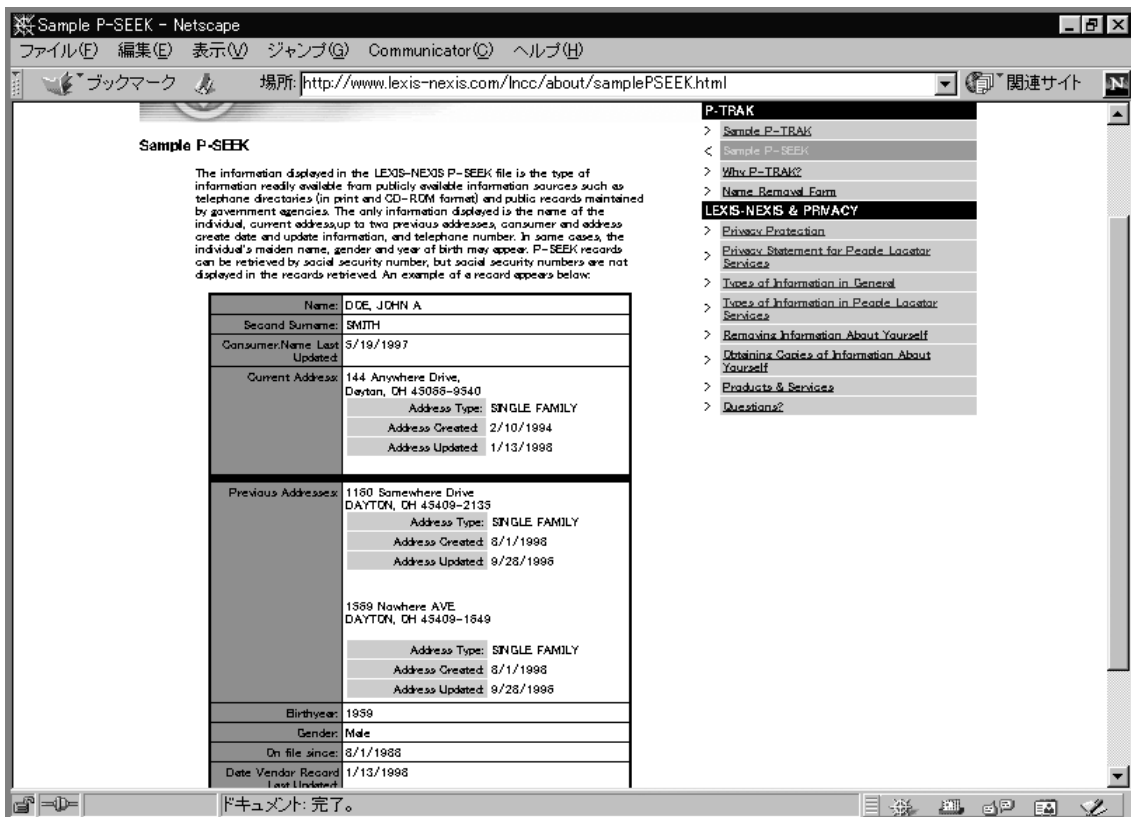
Lexis-Nexis (P-Trak)

<http://www.lexisnexis.com/lnc/About/PTRAK.html>

[図：1]非公開個人情報の提供例



[図：2]公開個人情報の提供例



b. 個人信用情報

三大信用報告機関による個人信用情報のオンライン提供

Equifax (<http://www.equifax.com>)

Experian (<http://www.experian.com>)

Trans Union (<http://www.transunion.com>)

[図：3]個人信用情報の入手時における入力要求事項例

Equifax - Order Your Credit Profile - Netscape

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ジャンプ(G) Communicator(C) ヘルプ(H)

ブックマーク ジャンプ: <https://www.equifax.com/consumer/product/credit-profile/WEB/order> 関連サイト

EQUIFAX

About Equifax | Consumers | Investors | Customers

Products
Privacy Policies
Privacy Survey
Sample Profile
FAQs

Please Note: The star (*) indicates fields that must be filled in for the order form to be processed.

Personal Information

First Name*: MI Last Name*:

Suffix: Social Security Number*: (xxx-xx-xxxx) Date of Birth*: (mm/dd/yyyy) / /

Daytime Phone Number*: (xxx-xxx-xxxx) Evening Phone Number*: (xxx-xxx-xxxx) Email Address*:

Gender*: Male Female

Choose A Username:

ドキュメント: 完了。

[図：4]個人信用情報のオンライン提供例

Sample Credit Profile -- JavaScript version - Netscape

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ジャンプ(G) Communicator(C) ヘルプ(H)

ブックマーク Netsite: http://www.equifax.com/consumer/products/sample_profile/sample_profile_js.html 関連サイト

SAMPLE CREDIT PROFILE

This is a sample profile. Click the links to see more information about each section.

Personal Identification Information

Your Name Social Security Number 123-45-6789
Your Current Address Date of Birth Day Month Year
City, State, Zip
Previous Address(es)
Your Previous Address
Last Reported Employment Your Position and Employer

Public Record Information

Bankruptcy filed on 02/97 in City of Atlanta with case or other ID number 123456789012341
With Liabilities of \$5,000, Assets of \$60,234, Exempt Amount of \$60,000 Type of Personal, Filed Individual, and status Voluntary Ch-7

Lien filed on 02/97 in United States Marshals Service with case or other ID number 123412341234
For the amount of \$599, Release on 02/97, and Verified on 02/97

Satisfied Judgment filed on 02/97 in United States Marshals Service with case or other ID number 123412
Filed by plaintiff against defendant for the amount of \$500 with status Satisfied as of 02/97 and verified on 02/97

Collection Agency Account Information

United States Marshals Service (404) 331-6833

Collection reported 02/97 and assigned to United States Marshals Service on 01/97 by Client
For account number 123412341234 which is an individual account for the amount of \$6,000 with balance \$600 as of 01/96, status in Bankruptcy as of 02/97 and last activity on 02/97.

Credit Account Information

| Company Name | Account Number | Whose Account | Date Opened | Last Activity | Type of Account and Status | High Credit | Terms | Balance | Past Due | Date Reported |
|--------------|----------------|---------------|-------------|---------------|------------------------------|-------------|-------|---------|----------|---------------|
| Macy's | 12341234 | Joint | 02/94 | 01/97 | Revolving - 90 Days Past Due | \$4235 | 50 | \$243 | \$0 | 02/97 |

ドキュメント: 完了。

c. 社会保障番号

c.1 社会保障番号のネットワーク利用規制への試み

社会保障番号のオンライン利用におけるプライバシー保護法案

(Social Security On-line Privacy Protection Act of 1996[H.R.1287])

<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c105:H.R.1287>

c.2 社会保障番号の利用目的のさらなる拡大

1999年運輸省及び関係省庁 2000年会計年度歳出法

(Department of Transportation and Related Agencies Appropriations

Act, 2000) <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d106:h.r.02084>:

. 個人情報保護制度の特色

セクトラル方式による個別領域別保護

a. 連邦法

- ・ 1970年公正信用報告法(Fair Credit Reporting Act [1970])
- ・ 1974年プライバシー法(Privacy Act [1974])
- ・ 1974年家族の教育上の権利及びプライバシー法(Family Educational rights and Privacy Act [1974])
- ・ 1976年税制改革法(Tax Reform Act [1976])
- ・ 1978年金融プライバシー権法(Right to Financial Privacy Act [1978])
- ・ 1980年プライバシー保護法(Privacy Protection Act [1980])
- ・ 1980年電子資金振替法(Electronic Fund Transfer Act [1980])
- ・ 1984年ケーブル通信政策法(Cable Communications Policy Act [1984])
- ・ 1984年電子通信プライバシー法(Electronic Communications Privacy Act [1986])
- ・ 1986年電子消費者保護法(Electronic Consumers Protection Act [1986])
- ・ 1988年コンピュータ使用詐欺及び不正利用対策法(Computer Fraud and Abuse Act [1988])
- ・ 1988年ビデオ・プライバシー保護法(Video Privacy Protection Act [1988])
- ・ 1988年金融記録プライバシー法(Financial Records Privacy Act [1988])
- ・ 1988年ポリグラフ使用からの従業員保護法(Employee Polygraph Protection Act[1988])
- ・ 1988年コンピュータ・マッチング及びプライバシー保護法(Computer Matching and Privacy Protection Act[1988])
- ・ 1991年電話加入者保護法(Telephone Consumer Protection Act [1991])
- ・ 1994年運転免許プライバシー保護法(Driver's Privacy Protection Act[1994])
- ・ 1998年子供のオンライン上のプライバシー保護法(Children's Online Privacy Protection Act [1998])

b. 州法

b.1 プライバシーの保護

Massachusetts Annotated Laws ch. 214, § 1B (1996)

Wisconsin Statutes Annotated § 895.50 (1995).

b.2 個人信用情報

Massachusetts Annotated Laws ch. 93, § § 50-68(1996)

New York General Business Law § 380(1996)

b.3 州内の電話加入者情報

Delaware Code Annotated title. , § § 1335-36(1996)

Pennsylvania Consolidated Statutes Annotated § § 5701-775(1996)

b.4 ケーブル通信加入者情報及び視聴傾向情報

New Jersey Statutes Annotated § 48:5A-54 to-63 (1996)

b.5 従業員個人情報

California Labor Code § 1198.5 (1996)

Connecticut General Statutes Annotated § 31-128e (1996)

第三者認証制度を活用した自主規制

Better Business Bureau Online

<http://www.bbbonline.org/businesses/privacy/index.html>

Trust-e

<http://www.truste.org>

American Institute of Certified Public Accountants (CPA WebTrust)

<http://www.cpawebtrust.org>

個人情報保護への立法政策傾向

a. 情報公開と自由な情報流通の確保を前提とした個人情報保護

b. EUの個人データ保護指令第25条との適合性の問題

c. 個人情報保護と経済的利益の利益衡量に基づく立法政策

d. プライバシーと個人データの概念的区別なき立法

e. サーベイランスからデータベイランスへ

EU 個人情報保護指令と日本への影響

EU Data Protection Directive and Globalization of Data Protection Law

立命館大学教授 米丸恒治

Prof. Tsuneharu Yonemaru/Ritsumeikan Univ.(Kyoto)

1 はじめに

- ・ EU における個人情報保護の現状
- ・ 日本の最近の動向 データ漏出事件
- ・ 個人情報保護基本法掘部座長私案

2 EU 個人情報保護指令の特徴と概要

(1) 概要

- ・ 適用範囲 公私両部門の電算処理、マニュアル処理データ + 例外
- ・ 個人データ処理が適法となる原則の法定(5)
- ・ データ品質に関する原則(6)
 - ・ 公正かつ適法な処理
 - ・ 特定の、明示的な及び合法的な目的のための収集、目的拘束
 - ・ 目的および更に処理される目的に関して、十分で、関連があり、過度でない。
 - ・ 正確であり、必要な場合には最新に。不正確又は不完全なデータへの措置。
 - ・ 必要とされる期間内に限り、データ主体の識別が可能な形態で保存する。
- ・ データ処理の適法性の基準(7)
 - ・ 同意、契約の処理のため、法的義務の遵守のため、
データ主体の重大な利益の保護、公共の利益のため、公的権限の行使のため、
第三者・当事者の適法な利益のため
- ・ 特別な種類のデータの処理(8)
 - ・ 人種又は民族、政治的見解、宗教又は信条、労働組合への加盟、
健康又は性生活に関するデータの処理を禁止。
例外：
- ・ 個人データの処理と表現の自由(9)
- ・ データ主体への告知(10)
 - ・ 管理者及びその代理人がいる場合、その者の身元、処理目的、
 - ・ データの取得者又は取得者の種類、回答が義務であるか任意であるか、
回答しなかった場合にもたらされる結果
 - ・ データ主体に関するデータにアクセスし、及びそれを訂正する権利の存在

データの収集・記録の前に告知

- ・ データ主体のアクセス権(12)

- ・異議申立権の保障
- ・自動処理による個人に関する決定についての扱い(15)
- ・データ処理の機密性、安全性(16,17)
- ・監督機関に対する通知義務、通知の内容、事前の検査および処理操作の公開(18,19)
- ・救済方法、責任、制裁(22,23,24)

個人データの第三国への移転についての定め

- ・データの性格等、法規範、専門職業規範、安全保護対策にてらし第三国が十分なレベルの保護を確保している場合に限って認められる。

(2) 特 徴

- ・官民双方の総合的な個人情報保護
- ・電産処理のみならずマニュアル処理をも包含
- ・第三国へのデータ提供の規制をも含む

(3) 電気通信部門データ保護指令

- ・電気通信部門における個人データ処理およびプライバシー保護に関する指令
(December 15, 1997), OJ L24 , 30/01/1998 p. 1-8)

1 条〔目的および適用範囲〕電気通信部門のデータ保護の特別規定、共同体法の適用外の範囲ならびに公共の安全、防衛、国家保安および刑事法分野での国家活動には適用なし

2 条〔定義〕

3 条〔関係するサービス〕公衆電気通信サービス、特に、ISDN、公衆デジタルモバイル網によるものに適用。8,9,10 条は、加入者回線にも適用。

4 条〔セキュリティ〕適切な技術的および組織的な措置によるサービスのセキュリティの確保義務。ネットワークのセキュリティの侵害の特別の危険があるとき、加入者への告知義務。

5 条〔通信の秘密 confidentiality〕国内立法による通信の秘密の確保義務。盗聴、タッピング、インターセプトの禁止義務。合法的なものを除く。合法的な通信の記録を除く。

6 条〔伝送および課金データ〕 伝送データの即時消去、匿名化。 課金データ 課金が終了する期間まで付属書のデータは処理可。 マーケティングのため、課金データは、同意があれば処理可。 処理担当者の限定。 紛争処理機関の権限に関わらず。

7 条〔明細課金〕 非明細の課金を受領する権利。

8 条〔接続および被接続回線の特定の表示と制限〕 番号通知サービスが提供される場合の、通話毎の番号非通知選択の可能性を有すること。 回線毎の可能性も。 番号非通知の場合の通話拒絶の可能性。 接続先の回線番号の通話者への通知の制限可能性。 EU 外への通話にも適用。 第三国からの通話にも。 公衆への周知。

9 条〔適用除外〕 迷惑電話防止のための追跡、事業者によるデータの保存提供、

- 国内法によって。回線毎の、緊急電話、法執行機関、救急サービス、消防。
- 10 条〔自動電話回送〕加入者に、第三者による加入者電話への自動電話転送を停止する可能性を確保。
- 11 条〔加入者の電話帳〕電話帳の個人データ、特定の加入者を識別するに必要な範囲に、同意なき限り。手数料？
- 12 条〔お節介電話〕営業のための自動電話システム、fax は、事前に同意した加入者にのみ許される。それ以外の方法、同意なし、受領を望まない加入者には、許容されないよう確保する。自然人に適用。自然人以外には、適切な利益の保護を。
- 13 条〔技術使用および基準〕端末、通信機器に特殊な技術的仕様を求める義務的要件を課してはならない。自由流通を妨げるような
- 14 条〔95/46/EC 指令の規定の適用範囲の拡大〕5,6 条、8 条 1 項ないし 4 項の権利および義務の制限をしても可。その制限が、国家治安、防衛、公共安全、犯罪の予防、捜査、探知、訴追、電気通信システムの無権限利用の保護に必要な措置であれば。同指令の司法審査、責任、制裁規定の適用。同指令 29 上により設立された個人データ処理に関する個人保護作業部会は、同指令 30 条の任務を、本指令の利益についても適用。同指令の 31 条による委員会の補助。本指令の任務についても召集される。
- 15 条〔本指令の履行〕98 年 10 月 24 日までに本指令の履行を。5 条に関しては、2000 年 10 月 24 日まで。
- 16 条〔指令の適用対象〕加盟国

3 構成国の国内措置の現状 ドイツを例に

- ・全体としての国内措置の遅れ
仏、独、アイルランド、伊、ルクセンブルク、蘭
- ・ドイツ連邦データ保護法改正法案

4 日本への影響

- ・日本の現状

公共部門 電算処理にかかる個人情報保護法 + 条例(完全ではない)
民間部門 法規制なし
- ・日本への影響

ネットワーク社会における個人情報と消費者保護

- 国際消費者法学会での議論を踏まえて -

The protection of privacy in the information society : A consumer perspective

京都学園大学法学部 坂東俊矢

Toshiya BANDO

Professor of consumer law

KYOTO-GAKUEN University

1. はじめに

- ・ 個人情報と消費者保護とのかかわり
- ・ リアル社会での個人情報保護とネットワーク社会の問題

わが国で、消費者としての私人が情報社会と最初に向き合うきっかけになったのは、1994年末のWin95の発売(騒動)からと言えるかもしれない。95年にはインターネットの商用利用が開始されている。家庭にはじめて登場したパソコンは、98年にはインターネット接続者が1000万人を超えるという実績を示すことになる。

一方で、その時期に並行するように(もちろん、具体的な関連性はないのかもしれないが)、消費者を巡る法体系が大きく変化していた。その傾向を簡潔に言えば「行政的消費者保護法から、事前ルールと自己責任、消費者の権利を機軸とする民事法的消費者私法」ということになる。94年公布、95年施行の「製造物責任法」はその端緒である。情報をめぐる法領域に「消費者保護」を考えると、それはやはりこの流れを無視することはできない。

個人情報の消費者としての側面(取引領域で問題とされるという狭い意味で)がリアル社会で問題とされていた領域として、消費者信用情報にかかる法制度の問題がある。そこでの議論がネットワーク社会での情報保護に資することは間違いない。もっとも、この領域も自主規制による対応であって、「個人情報保護法」とともに「個人信用情報保護法」が構想されているに過ぎない段階にある。

ネットワーク社会では、従来以上に個人情報の収集が容易となるとともに、その結合が可能となる。間違った個人情報が流通した場合の修正は著しく困難である。情報の一人歩きへの懸念は、大きい。特にネットの中での電子商取引が普及するにつれ、それにかかわる消費者の最大の関心事がオンラインプライバシーにあると言っても言い過ぎではなからう。

(www.forrester.com/ER/Press/Release/0,1769,177,FF.html)

2. 第7回国際消費者法会議での議論とこの間の消費者情報保護

1999年5月20～22日フィンランドヘルシンキ

国際消費者法学会 (www.AIDC-IACL.org)

「国際的情報社会の中での消費者 (The Consumer in the Globalized Information Society)」

- ・ 情報社会での「消費者」像
- ・ 情報社会での消費者の「Access to Justice」
- ・ 情報社会における個人情報の保護

いくつかの論点

- ・ 包括的な「個人情報保護法」(EUでは95年に指令として制定済)以外に個別取引領域ごとに消費者情報保護法が必要かどうか？
- ・ EU内部での消費者裁判制度の変化をこの領域の紛争解決に使うことができるのかどうか？
- ・ 不正な消費者情報の利用に関する法的効果(刑事効果 or & 民事効果)のあり方？
- ・ EU内(ひいては世界レベル)での共通の考え方の必要性あるいは可能性？

情報社会におけるEU内での対応状況

97年11月 EU「Directive concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the telecommunications sector」

- ・ 「95/46/EC」のこの領域での改訂を意図
- ・ 特別の場合を除く、「通信の秘密」保護を徹底...盗聴や記録の禁止
- ・ 料金支払確保の目的で蓄積できる個人データをリスト化。その他のデータの保持を禁止
- ・ Unsolicited Call の禁止...事前の同意なき、不招請勧誘を禁止

98年 EU「Proposal for a legal framework for electronic commerce」

電子メールによる不招請勧誘(いわゆるスパム)を受領者が容易に特定でき、削除できるような明瞭なしるし(distinctive marker)をともなっている場合のみに限定

EuroISPA はこの対応では「消費者保護」に十分ではないと表明している

99年1月 EU消費者問題委員会(the Consumer Affair Council)

「Consumer dimension of the information society-Council Resolution」

消費者の情報社会への信頼が促進される方策を8項目について検討し、現行EU法制度との整合性について検討することを表明

その他の提言

98年12月 Nordic Consumer Ombudsmen

「Proper trading and marketing on the Internet – Recommendations from the Nordic Consumer Ombudsmen」(www.fs.dk/uk/acts/nord_gui.htm)

データの登録と利用についての提言部分(要旨) もちろん提言はこれだけではない!

- ・ 消費者に関するデータは消費者の同意がある場合に限り登録することができる
- ・ 営業に関してデータを登録する場合には、ネット上に消費者データをどのようにして登録し、利用するかについての情報を掲示しなければならない
- ・ この情報には、どのようなデータが登録され、どういう手段で登録され、どのような登録データが利用され、どれだけの期間登録され、そのデータが第三者に提供されるのかどうか、もしそうならばその他必要な情報とともに誰に対して提供されるのかが含まれるべきである
- ・ 消費者がデータ利用関連法規に基づく権利(例えば、異議申立権や抹消請求権のような)を電子的に行使できる手段が講じられるべきである

3. リアル社会における個人情報保護

EUでは、少なくとも「リアル社会における個人情報保護原則がネット社会でも主張可能にする」ということが消費者保護の共通の課題として認識されている

EUでは95年「データ保護指令」の情報社会への適用が第一義的には課題とされる
それに「消費者自身」や「消費者団体」がどのようにかわれるかが問題

立法目的

データ保護と自由な情報流通

自由な情報流通の前提としての個人データ保護原則の確立

包括法と個別法の関係

EUの中では包括法を前提とした個別対応を矛盾とは評価していない
消費者団体もその方向性におおむね肯定的である...包括法で個人情報あるいは消費者情報の保護水準を確定することは容易ではない。一方で包括法で消費者の権利を法定することが前提。

監督機関のあり方

行政監督 or 独立行政法人監督

その権限と監視体制の問題(業界団体あるいは消費者団体などによる活動モニター)

消費者はどのような権利をもつ必要があるか？

- ・ データ登録、利用あるいは流通についての同意権
- ・ データの有無や内容、種類などについてのアクセス権
- ・ データが不完全である場合の訂正権、あるいは間違っている場合の抹消権
- ・ 訂正、抹消の対象となるデータが第三者に提供されている場合の追求権

追求権でなく、事業者に通知をさせる権利と構成する場合もある

- ・ 不完全あるいは間違った情報、同意なく収集された情報の使用を差止める権利
- ・ その他、適切な救済を受ける権利

「損害賠償」額算定のあり方についても議論あり

4. まとめにかえて

- ネット社会に消費者が関与することができる法と制度の枠組み

わが国におけるコンピュータと個人情報保護の現状と課題

- JIS Q 15001 を中心に

Status And Issues on Personal Data Protection in Japan - Focus on JIS Q 15001

(社)情報サービス産業協会 鈴木 正朝

Masatomo Suzuki

Japan Information Service Industry Association

1. 概要

コンピュータによって処理されている個人情報従来どのように保護され、現在どのような保護の状況にあるのか、そして今後どのように保護していくべきか、JIS Q 15001 を中心に日本の現状と課題について整理することが本稿の課題である。

(なお、当日は時間の関係から、主に「4.個人情報保護検討部会座長私案と JIS Q 15001」について報告する。)

2. 公的部門及び民間部門の個人情報保護の取組み

(1) 個人情報保護の取組みの経緯(資料1)

(2) 個人情報保護の現状(資料2)

3. 近年の報道にみる個人情報流出事件とその特徴

(1) 近年の報道にみる個人情報流出事件(資料3)

(2) 近年の報道にみる個人情報流出事件の特徴(資料4)

4. 個人情報保護検討部会座長私案(立法政策上の論点)と JIS Q 15001

平成11年10月20日高度情報通信社会推進本部(本部長:内閣総理大臣)個人情報保護検討部会(座長:堀部政男中央大学教授)は、答申案のとりまとめに先立ち、「個人情報の保護について(骨子・座長私案)」(以下、「座長私案」という。)を公表した(資料5)。

本項では座長私案に示された個人情報保護法制に関する主要論点をいくつか取り上げて、JIS Q 15001(資料6)との比較検討を試みることにしたい。

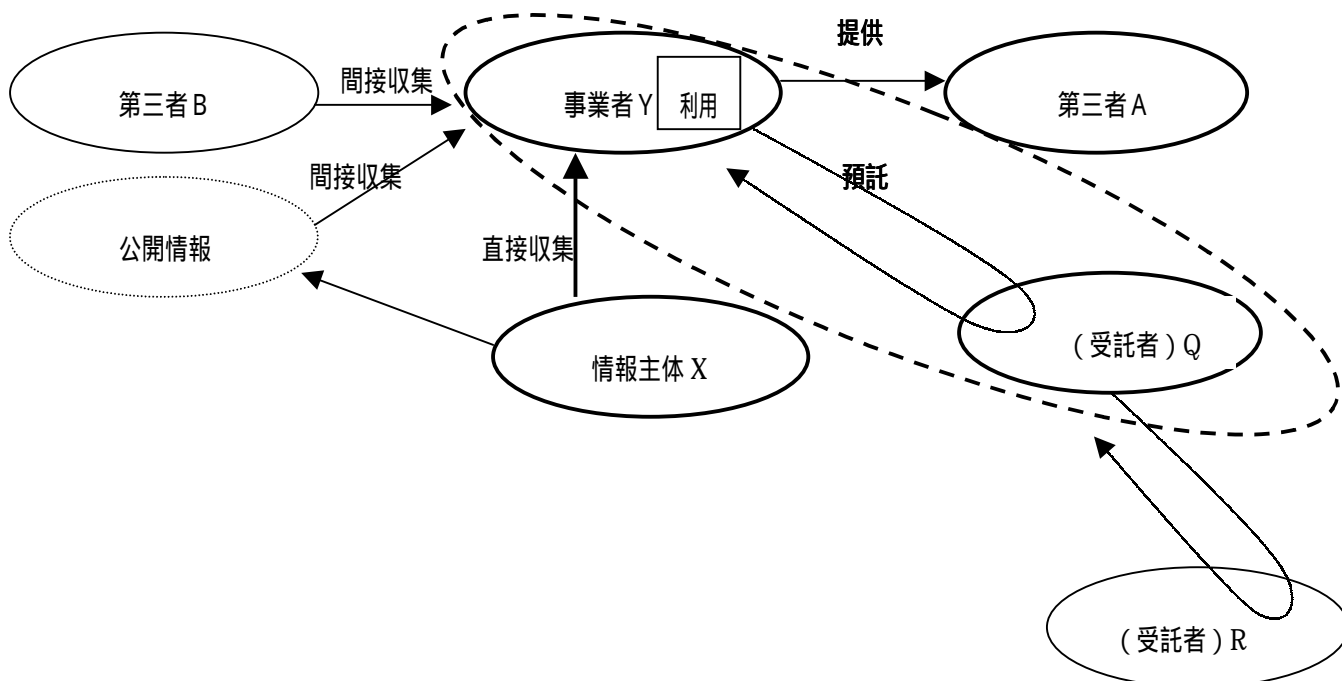
論点1 保護の必要性和利用面等の有用性のバランス

<JIS Q 15001>

4.4.4.3 個人情報の委託処理に関する措置

「提供」と「預託」(3.定義 k),l))

図表 1 .



論点 2 「技術的革新の進展や商取引の高度化、社会システムの高度化・複雑化などによる個人情報の利用分野の拡大」に対応した立法政策のあり方

個人情報の法規制にあたっては、個人情報の多様性・多面性の問題⁽¹⁾を認識し、事業者の営業活動を萎縮させないように十分に配慮すべきである。具体的には、プライバシーマーク制度等の運用を通じて JIS Q 15001 適用の限界事例を集積することが重要である（第三者認証制度の立法資料収集機能の活用）

(1) 個人情報の多様性・多面性の問題

PHS、イリジウム等による位置情報、カーナビの走行履歴情報、DNA 情報など従来予想していなかった各種の新たな個人情報が日々登場している。また同一情報であっても個人信用情報のように異なった性質・価値を併せ持つ場合がある。日々増加していく個人情報の多様性の問題や視点・目的の違い等による情報の多面性の問題を踏まえて、保護と利用のあり方を調整していく必要がある。

論点 3 グローバルスタンダードとの整合性

JIS Q 15001 は、OECD 個人情報保護理事会指令、EU 個人データ保護指令、ISO 14000 等のマネジメント・システムの思想を基礎に起案しており、グローバルスタンダードとの整合性が図られている（資料 7）。

<JIS Q 15001> 0. 序文（第 10 段）

- ・ JIS Q 15001 は、ISO 9000 シリーズ（JIS Z 9900 シリーズ）及び ISO 14000（JIS Q 14001）との統合を推奨しているほか、通商産業省工業技術院は、JIS Q 15001 の実績を基礎に個人情報保護マネジメント・システムの ISO 化に向けて努力している。
- ・ 財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）では、BBB Online とプライバシーマーク（JIS Q 15001 の第三者認証制度）との相互認証を検討している（資料 8）。

論点4「保護すべき個人情報の範囲」はいかにあるべきか

<座長私案（抜粋）>（個人情報の定義）

案の1 自動処理される個人情報

案の2 ファイリング等により検索可能な個人情報

案の3 すべての個人情報

（いずれの場合も、私的目的のために私的に収集、管理されるものを除く。）

<JIS Q 15001>（案の1を採用）

1. 適用範囲

3. 定義

a) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付けられた番号、記号その他の符号、画像若しくは音声によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）

論点5「個人情報保護のために確立すべき原則」（個人情報保有者の責務）はいかにあるべきか

図表2.

（資料6参照）

| <座長私案（抜粋）> | <JIS Q 15001（抜粋）> |
|---|--|
| (1) 個人情報の収集 | 4.4.2. 個人情報の収集に関する措置 |
| ア 収集目的の明確化 | 4.4.2.4 情報主体から直接収集する場合の措置 b)収集目的。 4.4.2.5 情報主体以外から間接的に収集する場合の措置 |
| イ 適法かつ公正な手段による収集 | 4.4.2.2 収集方法の制限 |
| ウ 収集目的の本人による確認 | 4.4.2.4 情報主体から直接収集する場合の措置 4.4.2.5 情報主体以外から間接的に収集する場合の措置 |
| エ 本人以外からの収集の制限（本人の利益保護） | 4.4.2.5 情報主体以外から間接的に収集する場合の措置 |
| (2) 個人情報の利用等 | 4.4.3 個人情報の利用及び提供に関する措置 |
| ア 明確化された目的以外の利用・提供の制限 | 4.4.3.1 利用及び提供の原則 |
| イ 目的外利用・提供の場合の本人同意及び本人の利益保護 | 4.4.3.2 収集目的の範囲外の利用及び提供の場合の措置 |
| (3) 個人情報の管理等 | 4.4.4. 個人情報の適正管理義務 |
| ア データ内容の適正化、最新化 | 4.4.4.1 個人情報の正確性の確保 |
| イ 漏洩防止等の適正管理（処理の外部委託の場合等の保護措置を含む） | 4.4.4.2 個人情報の利用の安全性の確保 4.4.4.3 個人情報の委託処理に関する措置 |
| (4) 本人情報の開示等 | 4.4.5 個人情報に関する情報主体の権利 |
| ア 個人情報の保有状況の公開（個人情報保護の要請が強い分野等） （個人法において届出制、登録 | |

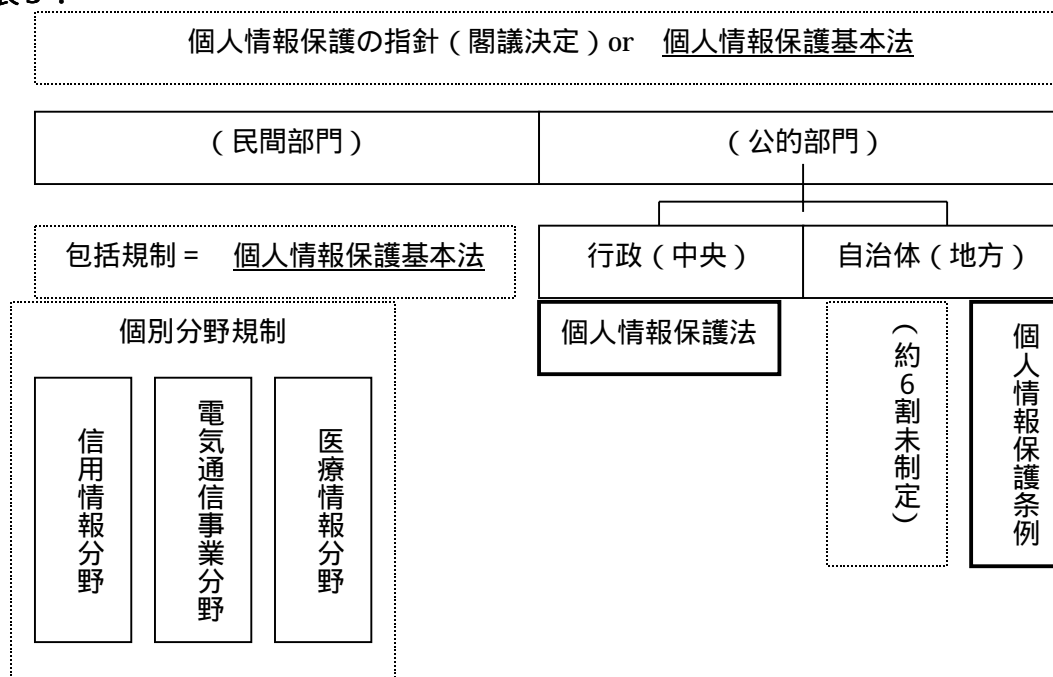
| | |
|--|---|
| 制等を検討する必要がある。) イ 本人からの開示、訂正の求め ウ 本人からの自己情報の利用・提供拒否の求め (イ・ウ共通) ・原則として応じなければならない。 ・期間、費用、方法 ・拒否できる場合 ・拒否の際のその旨及び理由の提示 | 4.4.5.1 個人情報に関する権利 4.4.5.2 個人情報の利用又は提供の拒否権 |
| (5) 管理責任及び苦情処理 | 4.4.7 苦情及び相談 |
| ア 管理責任及び責任者の明確化 | 3. 定義 c) 事業者、d) 管理者、f) 監査責任者 4.4.1 体制及び責任 |
| イ 苦情処理・相談窓口の設置及びその適正な処理 | 4.4.7 苦情及び相談 |

検討課題

- 報道・出版（憲法 21 条：言論、出版その他一切の表現の自由）
- 学術・研究（憲法 23 条：学問の自由）
- 国の安全、外交、犯罪捜査
- 国の行政機関の個人情報保護法との関係
- 立法化をする場合、を法律上の「請求権」として構成するか、または事業者（個人情報保有者）の行為規範とするか。
- 未成年者等が当事者となる場合について
- <JIS Q 15001> 3. 定義 g) 情報主体の同意

論点 6 個人情報システムのあり方

図表 3 .



検討課題

- 登録・届出制度について
- 事業活動を大幅に制約するとともに、大きな負担を課す、行政コストも大幅に増大
- 罰則、規制措置等について
- 罰則、規制措置等の創設については問題が多く、慎重に考えざるをえない。

論点7．望ましい個別法のあり方（内容、水準、実効性担保措置等）

<座長私案（抜粋）>

- ア 内容
 - ・「原則」を踏まえる必要がある。
 - ・保護の必要性と利用面等の有用性のバランスに配慮する必要がある。
 - ・技術革新の進展や商取引の高度化による個人情報利用分野の拡大を考慮する必要がある。
 - ・グローバルスタンダードとの整合性を図る必要がある。
 - ・当該分野における個人情報の内容や収集・利用・流通の方法など、その実態に応じた公的関与のあり方を検討する必要がある。
- イ 水準
 - ・当該分野におけるこれまでの実績等を踏まえ、可能な限り高いレベルでの個人情報の保護を図る必要がある。
- ウ 実効性担保措置
 - ・必要に応じて、刑罰、行政罰、行政処分等の規制措置を検討する必要がある。

論点8．自主規制のあり方

<座長私案（抜粋）>>

- (1) 自主的な取り組みの促進
- (2) 望ましい自主規制のあり方（内容、水準、実効性担保措置など）
 - ア ガイドライン
 - イ 認証制度
 - ・JIS等の民間認証制度の一層の活用を図る必要がある。
 - ・プライバシーマーク等の国及び地方団体が実施している認証制度は、個人情報保護の水準の向上に大きく寄与するものであり、その充実と一層の活用を図る必要がある。
 - ウ 民間における紛争処理機関（NPO、ADR）の活用
 - ・事後救済制度としては、原則中の各事業者における苦情・相談窓口の設置義務に加え、各業界等における自主的な紛争処理の仕組みの整備が望まれるところであり、これらを推奨するなどその促進のための取り組みが必要である。

検討課題

- 民間紛争処理機関の留意点
- 複層的な救済システムのあり方の検討
- 悪質な不適正処理等を行った者に対する制裁措置の検討
- 法制的、専門的な検討のための「専門部会」の設置及び「担当室」の設置
- 個人情報保護の法理論的根拠
- 「個人の尊厳」（憲法13条）に求めるべきか

- 個人情報保護に関して何らかの権利性が認められるか
- ・個人情報保護に関する権利とプライバシー権の異同
 - ・個人情報保護に関する権利は人格権に基づくものか
 - ・自己情報コントロール権（請求権構成と行為規制構成）

5. 課題

(1) JIS規格（管理システム）の法的問題

JIS Q 15001 などの管理システムの法的性質（告示か？）

JISの実質的機能（情報提供機能か、行政指導による民間第三者認証制度を利用したサクションの存在と「法規」性）

行政目的の達成手段としての必要性和制定過程の問題（手続の妥当性、工業標準化法の許容性の問題）

自主規制論

(2) プライバシーマーク制度の公正な運用の確保

パブリック・コメント制の必要性

公式回答集の公表（民間の活動を公開の下に行うことで、拙速な法規制の議論に警鐘を鳴らすと同時に立法の資料を提供し、民間の正当な営業活動に萎縮的效果を与えるような事態を回避する必要がある。JIS規格の持つ曖昧性そのものを明らかにすることで、刑事罰を伴う包括法の危険性を浮かび上がらせるべきではないか。

電子商取引を行う企業の格付機能とその功罪

(3) 法規制強化とコンプライアンス経営の必要性

リスクコントロールのノウハウの不足（社内研修、システム監査の活用）

コンサルティング事業者の不足

中小企業のコスト負担問題

(4) 管理のパラドックス

技術的アプローチ（監視プログラム等）の必要性和プライバシー侵害

以上

法情報 XML に関するアメリカ合衆国の研究開発動向

On the Research and Development of Legal XML in the U.S.A.

弁護士 小松 弘

Hiroshi Komatsu

Attorney at Law

概要

司法手続の効率化のためには、法情報をインターネットで入手可能とすることのみでなく、裁判関係手続の電子申請化が必要となる。いずれも、XML の有効性が期待されている分野である。アメリカ合衆国を中心とした法情報 XML の先進的な研究開発事例を紹介し、法分野における XML 利用の方向性を見極める。

XML 関係情報のポータルサイト

<http://www.oasis-open.org> (last-modified Oct 05, 1999)

SGML/XML の研究開発動向・情報が網羅的に集積されている。

裁判所の事件処理情報システムと司法手続の電子申請化

National Center for State Courts

Concepts for a Judicial XML Namespace & Data Tag Dictionary

Draft 1.0 May, 1999

<http://ctl.ncsc.dni.us/xmlconcept2.htm> (last-modified May 19, 1999)

事件処理情報と裁判関係書類の構造分析に基づく XML タグ[図 1]の提案

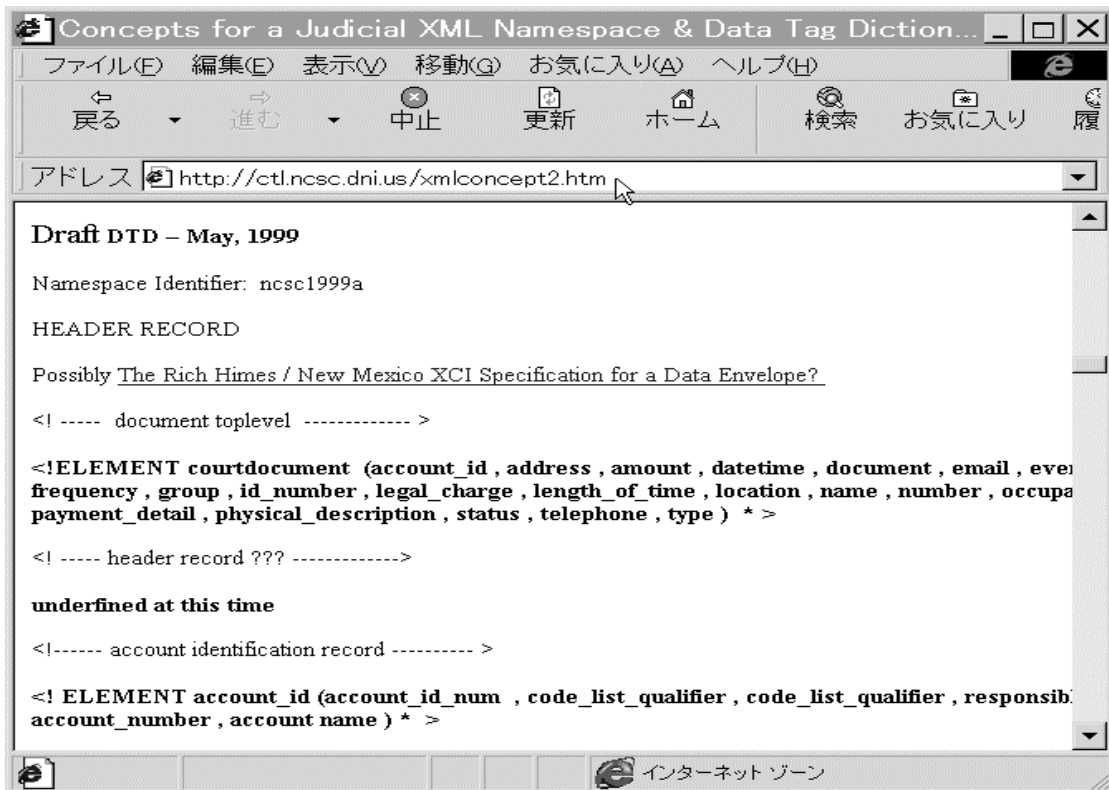
XCI (XML Court Interface)

<http://www.nmcourt.fed.us/xci/xcihome.htm> (last-modified Sep 27, 1999)

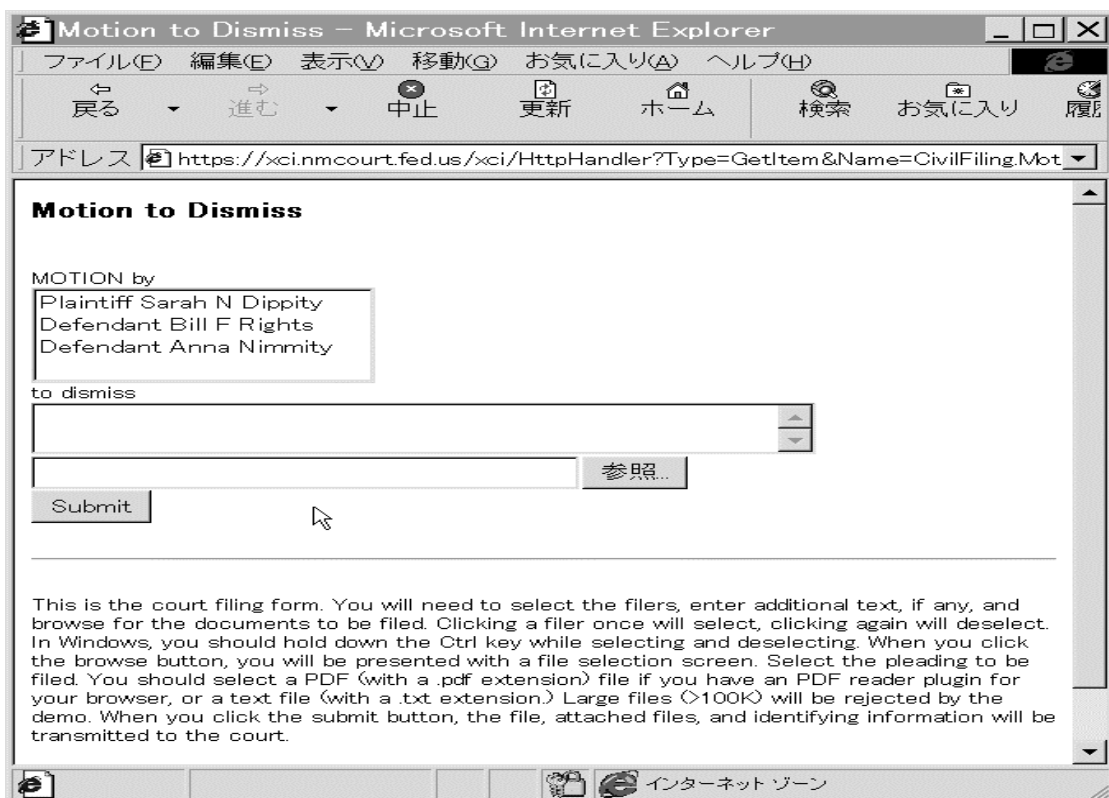
インターネットを利用した裁判の電子申請化の研究開発が US District Court, District of New Mexico によって開始されたのは、1994 年夏にさかのぼる。1998 年 8 月には、XML の研究プロジェクト "XCI (XML Court Interface)" が始まり、現在までに、電子申請のパイロット・システム[図 2]を WEB 上で一般公開するなどの成果をおさめている。

XML の利点は、柔軟性、プロトコルの統一化、システム設置の容易性、自動処理への適合性、ベンダーの対応によるコストの低廉化などに求められている。

[図 1]



[図 2]



法情報一般の XML 化

Legal XML at Georgia State University

<http://www.legalxml.org/> (last-modified Sep 27, 1999)

<http://www.legalxml.org/LegalXMLOverview.htm> (last-modified Sep 27, 1999)

Electronic Court Filing

<http://e-ct-file.gsu.edu/> (last-modified Aug 20, 1999)

裁判の電子申請化のほか、法律・契約その他一般の法情報の構造分析とスキーマの研究開発がオープン・ソースで行われている。

JURIS (Justice Department Retrieval and Inquiry System)

LDC(Linguistic Data Consortium)

<http://morph ldc.upenn.edu/Catalog/LDC98T32.html> (viewed Oct 06, 1999)

<http://www.oasis-open.org/cover/ldc19981001.html> (last-modified Oct 01, 1998)

司法省の法情報データベース JURIS が FOIA(Freedom of Information Act)の手続を経て入手され、CD-ROM で「言語研究用」として一般に配布されている(U.S.\$1,500)。収納されている法令その他の法情報は、1700 年代から 1990 年代初頭までの 694,667 文書に及び。すべて SGML でマークされている。

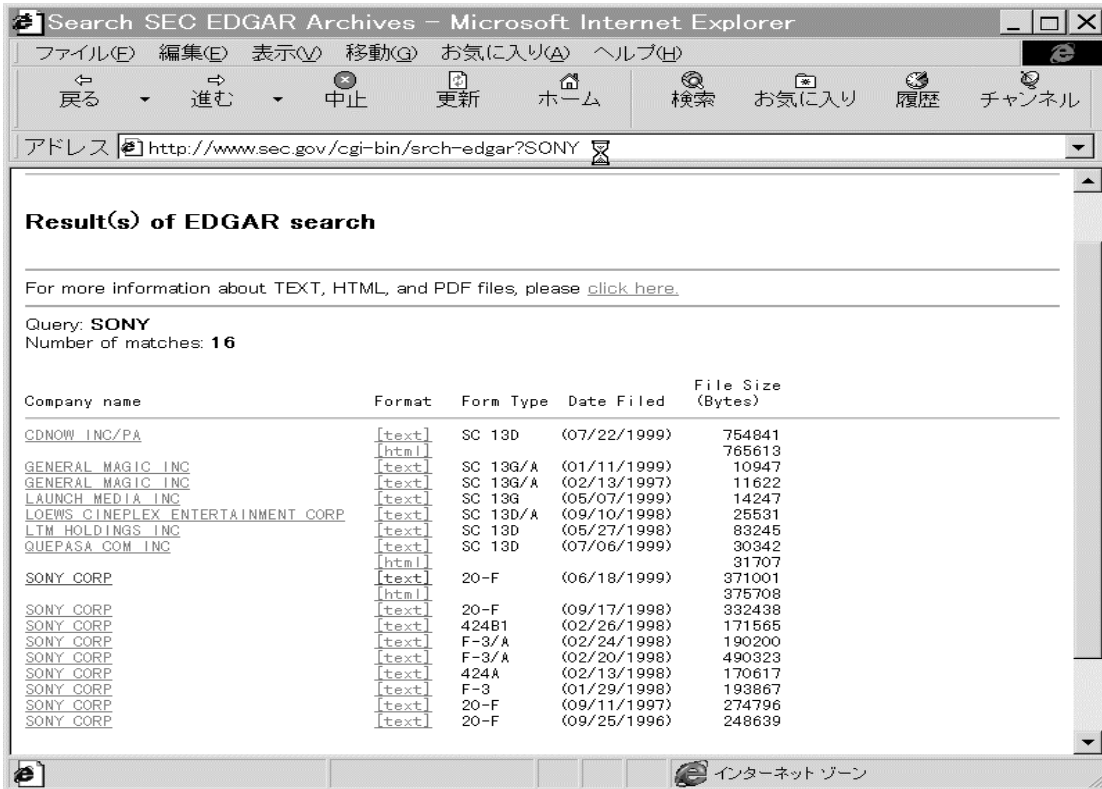
証券・金融関係

SEC (証券取引委員会) EDGAR database

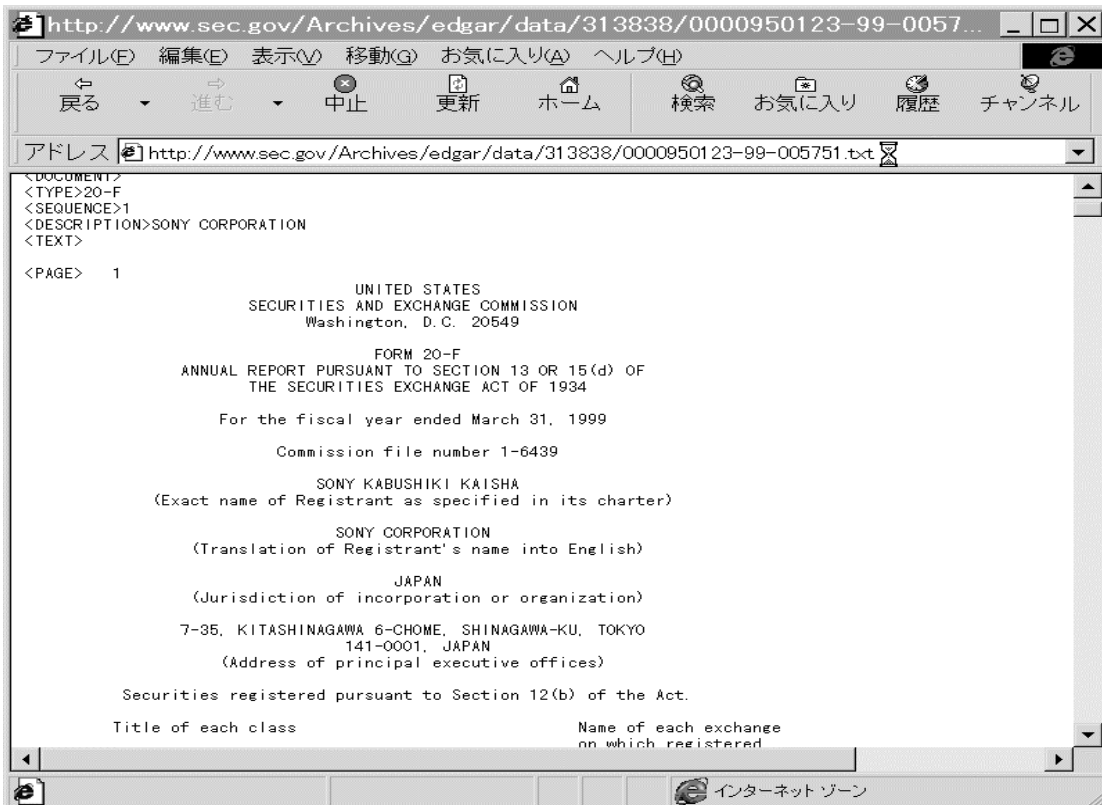
<http://www.sec.gov/edgarhp.html> (last-modified Oct 07, 1999)

SEC は 1983 年から企業開示関係の電子申請システム EDGAR (Electronic Data Gathering, Analysis and Retrieval) の開発を始め、1992 年から実際に電子申請の受付を開始した。1996 年 5 月以降は、すべての SEC 登録会社が電子申請を義務付けられており、現在、登録後 24 時間でインターネット上に情報が公開されている。EDGAR のフォーマットには、SGML が採用されており、SGML から Wordperfect へのコンバーターが無償で配布されている。EDGAR のインターネット上への無料公開に先立ち、1994 年に公益法人である The Internet Multicasting Service が独自に SEC と PTO の電子化全文データをインターネット上に無料公開したところ、そのシステムを SEC が借受けて、無料インターネット・アクセス・サービスを承継したという興味深いエピソードがある。<http://public.resource.org/letter.html> (last-modified Dec 17, 1998)

[図3 - 1] EDGAR の検索画面



[図3 - 2] EDGAR に登録された日本企業の年次報告書



<http://mappa.mundi.net/> (last-modified Oct 05, 1999)

EDGAR の検索式と検索結果の XML 化が試みられている。

FIX (Financial Information Exchange Protocol)

<http://www.fixprotocol.org/cgi-bin/rbox/Spec.cgi?menu=4> (viewed Oct 06, 1999)

リアルタイムの証券取引用プロトコル標準

FIXML

<http://www.fixprotocol.org/cgi-bin/>

[rbox/BBS.cgi?board=928951581&menu=928951581bbs](http://www.fixprotocol.org/cgi-bin/rbox/BBS.cgi?board=928951581&menu=928951581bbs) (viewed Oct 06, 1999)

FIX 用 XML が開発されている。

BIPS(Bank Internet Payment System)

<http://www.fstc.org/press/980824a.html> (last-modified Aug 27, 1998)

<http://www.fstc.org/projects/bips/public/BIPSFAQ21a.htm> (last-modified Apr 08, 1999)

電子署名により UCC-4A のセキュリティー要件 ("authenticity" と "integrity" が検証可能であること) を満たすインターネット資金決済システム。XML が使用されている。

FSML(Financial Services Markup Language)

<http://www.echeck.org/library/ref/fsml-v1500a.pdf> (last-modified Sep 30, 1999)

SGML による電子小切手

財務諸表の XML 化

XFRML(Extensible Financial Reporting Markup Language)

<http://www.oasis-open.org/cover/xfrmlAnn.html> (last-modified Aug 31, 1999)

<http://www.xfrml.org/> (last-modified Sep 13, 1999)

http://www.xfrml.org/Specification/Sample_master.dtd (last-modified Sep 13, 1999)

AICPA(American Institute of Certified Public Accountants)と五大会計事務所等が、財務諸表用の XML を開発した。

EDI の XML 化(UN)

Electronic Business XML Initiative

<http://www.unece.org/cefact/> (viewed Oct 06, 1999)

国連 CEFACT と OASIS の共同プロジェクトで、XML による電子データ交換の仕様を開発。仕様書だけで 2,700 ページを超える「大艦巨砲」であった EDI[図 4]が、XML を利用することにより、中小ビジネスでもオープン・ネットワーク上で利用できるようになる。

[4 - 1] EDIFACT

```

UNA:+. ? '
UNB+UNOA:1+7349734757:12+5033075000007:14+990621:2200+00000000000627++B-ORD++1++1'
UNG+ORDERS+7349734757:12+5033075000007:14+990621:2200+00000000000627+UN+D:93A'
UNH+00000000035773+ORDERS:D:93A:UN'
BGM+220'
DTM+4:990621:101'
FTX+DEL+3+DUY'
RFF+ON:70678989'
DTM+153:000000:101'
NAD+OB+0091987:160:16'
LIN+1'
PIA+5+0711213046:IB'
QTY+21:4'
PRI+AAA:4.99:SR:DPR::LBR'
LIN+2'
PIA+5+0711214476:IB'
QTY+21:6'
PRI+AAA:12.99:SR:DPR::LBR'
LIN+3'
PIA+5+0711213496:IB'
QTY+21:8'
PRI+AAA:4.99:SR:DPR::LBR'

```

```

<trsd:additional.product.id>
  <trcd:product.id.function.qualifier.uncl:code="4347:5">Product identification</trcd:product.id.function.qualifier.uncl:code="4347:5">
  <trcd:item.number.identification>
    <trcd:item.number>0711213046</trcd:item.number>
    <trcd:item.number.type.coded.uncl:code="7143:IB">ISBN (International Standard Book Number)</trcd:item.number.type.coded.uncl:code="7143:IB">
  </trcd:item.number.identification>
</trsd:additional.product.id>

<!-- SEGMENT QTY+21:4 -->

<trsd:quantity>
  <trcd:quantity.details>
    <trcd:quantity.qualifier.uncl:code="6063:21">Ordered quantity</trcd:quantity.qualifier.uncl:code="6063:21">
    <trcd:quantity>4</trcd:quantity>
  </trcd:quantity.details>
</trsd:quantity>

<!-- SEGMENT PRI+AAA:4.99:SR:DPR::LBR -->

<trsd:price.details>
  <trcd:price.information>
    <trcd:price.qualifier.uncl:code="5125:AAA">Calculation net</trcd:price.qualifier.uncl:code="5125:AAA">
    <trcd:price>4.99</trcd:price>
    <trcd:price.type.coded.uncl:code="5375:SR">Suggested retail</trcd:price.type.coded.uncl:code="5375:SR">
    <trcd:price.type.qualifier.uncl:code="5387:DPR">Discount price</trcd:price.type.qualifier.uncl:code="5387:DPR">

```

特許情報(WIPO)

WIPO Standard ST.32 DTD

<http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ido/oeip/sgml/redbook/index.html> (last-modified Dec 22, 1998)

"Red Book" SGML Data Format Definition
SGML for U.S. Patent Data

特許等の情報の処理や欧州・日本との情報交換に SGML が導入されている。
また、商標登録は、WEB 上での電子申請ができる。

<http://www.oasis-open.org/cover/patentsPTO.html> (last-modified Oct 16, 1998)

米国特許情報の SGML 化プロジェクト

個人情報と XML(W3C)

P3P(Platform for Privacy Preferences) at W3C

<http://www.w3.org/TR/WD-P3P/> (last-modified Aug 26, 1999)

Web サイトのプライバシー・ポリシーの表明と、ユーザーの個人情報の開示のために XML(RDF)を使用

ICE(The Information and Content Exchange Protocol)

<http://www.w3.org/TR/NOTE-ice> (last-modified Oct 27, 1998)

情報の共同利用・転送を容易にするための XML によるデータ交換用プロトコル。P3P など集められた個人情報の共同利用・転送にも使用されることが予定されている。

電子署名と XML(W3C)

RFC ドラフト

<http://www.w3.org/Signature/Drafts/WD-xmldsig-requirements-991001.html> (last-modified Sep 29, 1999)

電子署名用 XML の要求仕様

アーカイブの SGML/XML 化

EAD(Encoded Archival Description)

<http://www.loc.gov/ead/eadsites.html> (last-modified Aug 24, 1999)

国会図書館等の資料検索の便宜をはかるために、文書データやカタログデータを SGML/XML 化することが試みられている。SGML/XML 化することにより、構造的な検索やナビゲーションが容易になる。

わが国における法情報学教育の現状と課題

Legal Informatics : Teaching and Research

門 昇 (大阪大学)

Noboru Kado

Lecturer in Law, Osaka University

1 法情報学と情報教育

情報化社会の進展やコンピュータの普及に伴い、わが国では 1970 年代後半頃から法情報学ということばが雑誌論文などに現れるようになり、その後いくつかの大学で法情報学関係の講義が始まり、今日ではその数も増加してきている [1]。当初、法情報学関係の講義の主な内容の一つとしては、法学研究・教育におけるコンピュータの利用ということに力点が置かれていたように思えるのだが、最近ではこの講義が情報教育の一環として行われているような傾向も見受けられる。もうすでにコンピュータが一般に普及してからかなりの年数が経過しているのであるから、大学における情報教育を根本的に見直す必要があるだろう。

情報教育の主要な目的の一つである情報活用能力を育成することのねらいは、情報処理と情報の価値判断を的確に行えるようになることであると筆者は理解している。もっぱらパソコンの操作技術だけを念頭においた授業では、この目的を達成することは困難であろう。たとえば、初学者にとっては、法律関係のデータベースなどを利用して入手した多数の文献の中からどれが重要であるかを判断することは難しい。初学者に限らず、研究者でも時には同様に難しい場合がある。たしかに、学生にとっては、資料の重要性の判断は難しいが、これを的確にできないようでは、学習は順調に進まないし、また学習効率もよくない。情報検索や情報収集に関する教育の必要性和同時に、情報を評価または鑑定する能力の育成を目的とした教育を今後もっと積極的に行う必要があるだろう。

2 法情報学と教育方法

法学教育について活発に議論をすることは大変有益なことである。教育制度の改革などと同様に、具体的に教育方法、教育技術なども論じられることを大いに期待している [2]。

大阪大学法学部における法情報学の講義は、複数の教員によって行われている。他大学でもこのように複数の教員によって行われている例がいくつかある。講義を一人で担当する場合と異なり、複数の教員によって行う場合、担当者間で講義の内容、進め方等について十分な意見交換をしておくことが重要である。特に、法情報学に対する基本的な考え方が異なるような場合は、共同で講義を行うことはきわめて難しい。

しかし、法情報学に限らず、社会の進展とともに生じる新しい法的問題を解決するためには、学内外の様々な分野の専門家の協力は不可欠である。共同研究や共同教育は、今後ますます必要になってくると思われるが、各スタッフの連絡、調整、打ち合わせに時間がかかるなど、いろいろな問題も多い。

3 法情報学の課題と展望

約 10 年前、法学教育におけるニューメディアの利用といえば、ビデオなどの視聴覚教材を使用する程度であった[3]。実際の教育では、どのようなニューメディアを利用するかということよりも、どのような教材を用意するかがより重要である。ニューメディアを利用することが法情報学の主要な目的ではないはずである。わざわざコンピュータ等の情報機器を利用しなくても、従来通り紙と鉛筆などを用いるほうがはるかに簡単に処理できる例はいくらでもある。

当初、この学問に対する新鮮さや魅力もあり、多くの研究者が結構意気込んで取り組んでいる様子が見えた。パソコン好きの研究者等が、法学研究・教育にコンピュータを応用しようと考えたのが初期の実情であろう。ところが、今日ではコンピュータの性能が向上し、また急速に普及したため、法学における応用よりも様々なソフトウェアの利用、電子メール、インターネットなど、パソコン操作に気を取られるようになってしまっている。法情報学とはいいながら、いったい法学との関わりはどうなってしまったのだろうかとしばしば思うこともある。

試みに、法情報学を「法」情報学、「法情報」学と括弧付きで表記してみると、法情報学に対するイメージが大きく異なる。法情報学の担当者は、その経歴、専門分野などにより、法情報学のこのような表記から受け取る感じがかなり異なるのではないだろうか。実際、法情報学は、いろいろな専門分野の研究者等が担当しているため、講義内容は実に様々である。

筆者は、このままの法情報学でいいのだろうか、もう何年も前から考え続けてきた。このような状況に身を置いていると、自分自身が退化して行くような気がしている。現在、筆者は、法情報学に関わってきた経験をもとに、21 世紀にさらに飛躍するような新しい法情報学を模索中である。

注

[1] 法情報学、法学系情報教育に関する文献としては、夏井高人「法情報学の枠組み」明治大学情報科学センター年報第 10 号(1997 年度)1-10 頁 (http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/prof/doc/doc1998-5.htm)、夏井高人「法情報学小史」図書館の譜:明治大学図書館紀要第 3 号(1999 年)183-190 頁、夏井高人「法情報学への抱負」法図連通信 31 号(1999 年)4-6 頁 (http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/essay/jd1999-01.htm)、指宿 信「法学系情報教育のいくつかの試み」コンピュータ&エデュケーション Vol.6(1999 年)23-28 頁などがある。

なお、わが国における法情報学関係の講義については、筆者のホームページの「法情報学関係講義一覧」(<http://www.law.osaka-u.ac.jp/~kado/itiran.htm>)を参照していただきたい。

[2] 門 昇「法情報学の現状 情報教育との関連を中心に」法図連通信 31 号(1999 年)2-3 頁参照。

[3] 「特集 ニューメディア時代の法律学の学習と教育」法学教室 91 号(1988 年)6-44 頁参照。

情報公開メディアとしてのインターネット 公開・報道・開示請求

The Internet as a Medium to Freedom of Information: Disclosure, Mass Media, Request of Information

立山紘毅（山口大学経済学部教授 / 憲法学・情報法学）

Kohki Tachiyama, LL.M. / Professor of Constitutional Law & Information Law
Yamaguchi University, Faculty of Economics

問題の位相と本報告の課題

情報公開法が制定され、その施行まで、いわばカウント・ダウンの状態となった。自由人権協会が情報公開法要綱を発表した時点から起算しても 20 年余を経て、行政と市民との関係は新たな段階に突入する運びとなった。

本報告では、情報公開法をはじめ、いくつかの条例に対する個別の評価には立ち入らない。ただ、それらが共通に「公正で民主的な行政の推進に資すること」目的としているとしても、制定の動因となったのは行政の閉鎖性・不透明性と、その下で惹起した幾多の「不祥事」であった。もとより、国民主権・住民主権の原則と基本的人権の保障の原則からすれば、国民・住民と行政とは対等ではない。すなわち、前者には、自己の選択によって「秘密」の領域をいかようにも設定できるのに対して、後者には、その種の領域を原則として認めることができないからである。その意味では、情報公開制度の目的とするもの、あえていえば「生理」ではなく、「病理」が情報公開制度の導入を促してきた、という側面を否定し難い。

しかし、情報公開制度が「病理」に対する特効薬ないし対症療法として運用される段階を経て、行政と市民との関係の「生理」に転化するとき、これまであまり論じられてこなかった問題が表面化することに注目する必要があるかもしれない。本報告では、その問題を大別して二つの側面から考察する。

1. 二種類の紛争 「公開すべき情報が公開されない」と「公開すべきでない情報が公開されること」

情報公開の制度設計と運用にあたって、最大の問題となるのが「原則公開・例外非公開」の原則の下、非公開事由の「切り分け」であることは論をまたない。そして、これまでの論議においては、「公開すべき情報が公開されない」ことによって紛争が生ずるケースが圧倒的であったように思われる。個人情報保護との関係で難しい問題を生ずる「本人情報の本人開示」の問題にしても、実は、このカテゴリーのトラブルであったように思われるが、情報公開制度が「生理」として稼働するとき、一転して「公開すべきでない情報が公開される」ことに伴う紛争が予想される。ことに、このところの個人情報流出事件（たとえば、テンプスタッフ事件）に見られるように、そこに電子的情報ないしネットワークが介在するとき、加工性の高さや流通・伝搬性の高さは問題性を増幅する。すなわち、いくら「文書」を回収しても、いったん流出した「データ」の回収は困難を極めるのである。

「公開すべき情報が公開されない」ことに伴う紛争が、情報公開制度の設計と運用にあたっての議論の中心であったとき、たとえば「公文書」の範囲に、電子的情報を含むことは、情報公開推進論者の間に当然の前提であったし、手交される「写し」の種類に電子媒体が含まれることも、請求の手法として電子メールを積極的に活用して、請求権者の利便を図るべきことも当然の前提であったといつてよい(たとえば、松井茂記「電子的情報の公開」法律時報 70 巻 6 号、同「地方公共団体の情報公開条例と電子的情報」都市問題 90 巻 9 号。もっとも、松井・都市問題論文が、電子メールによる請求に関して、「何らかの確認の手続が必要だというのであれば、一度来庁させて本人確認をし、登録されたメール・アドレスからであれば電子メールによる開示請求を受け付けるなどといった方法も考えられる」(注 16)と述べているのは、電子認証技術の進展から考えて、やや微笑ましい)。

ところが、「公開すべきでない情報が公開される」こと、それがネットワークを通じて転々譲渡されること、さらにいえば「公開すべき情報が公開された」にもかかわらず、それが蓄積・加工・結合といった情報処理のプロセスを経て「公開すべきでない」カテゴリの情報に変化した場合、情報公開制度を実施・運用する国および地方公共団体はどのような責任を負うべきなのだろうか。

ここで、行政文書ないし公文書の範囲から、電子的情報を放逐し、あるいは電子媒体による「写し」の公布を放逐することは「紙」という「有体物」に化体することをもって、低廉簡便に、同一性と真実性を比較的高い程度に保証できるというメリットはあるとしても「後ろ向き」の解決でしかないし、時代の要請にかなうものとはとても考えられない。思いつくままに記せば、著作権保護の枠組の中で種々提案されている、コピー・プロテクションの制度的・技術的枠組、電子認証技術をモデルとするさまざまな手法を組合せることによって、あるいは、公布する電子媒体そのものの書式にそれらを組合せることによって、それら濫用に対する技術的防壁を形成しておくことである。この手法は、開示請求権者による濫用防止の規定に実体的な意味を持たせるという意味もある。その一方、実施機関職員の技量が一定程度の成熟を見ないと、逆に取り扱いミスによる「公開すべきでない情報」の流出が予想されるし、未来永劫、それら技術的手法が生命を維持する保障もない(たとえば、8 インチのフロッピー・ディスク等の運命を考えればよい。現在では、ドライブを見つけるのさえ困難である)。また、請求にあたって、あまり高度の技量を要求することは、逆に情報公開の内実を失わせることになる。その意味で、さまざまな衡量が必要になるではあるが、市民に対してあまり高度の技量を要求せず、かつ技術的に実施困難でない手法を備えることによって、国・地方公共団体に対して免責を認める法政策も、情報公開制度のさらに一步の前進を考えると、無意味ではあるまい。

2. 情報洪水の中の情報貧困と情報操作

いま一つの側面は、情報公開法と情報公開条例双方に共通して見られる「総合的情報施策の推進」である。これらが、国民・住民からの請求に対して、事後的ないしアド・ホックに情報を開示することに応えることを求めるのみならず、伝統的な「公文書」概念を一步進めて、「公開」を前提とした文書管理を求めているのは、「とりあえず」評価してよい。また、「原則公開・例外非公開」の原則の下、事後的な開示にとどまらず、積極的な広報の必要性に前進していくのもそこに事務量の増大やマン・パワーの確保という問題はあるにせよそれはそれとして評価してよいが、提供される情報量の増大に対して、市民は今後どのように対処すべきなのだろうか。実際、すでにその兆候は存在する。国の行政改革にもなつて、パブリック・コメント制度が導入され、その前

提として、まだまだ十分ではないとはいえ、審議会・研究会の情報に至るまで国の機関のホームページには大量の情報日々更新されている。これを毎日チェックして、吟味して、適時的確に警告を発することのできる「市民」は、おそらく、幻想の中にしか存在するまい。

第一の側面からいえば、つまり「公開されるべき情報が公開されない」ことにともなう紛争が主たる関心であれば、「開示される情報は多ければ多いほど善」である。ところが、いよいよ「原則公開」が「生理」として動き始め、公開を前提とした文書管理と情報開示と広報とが本格的に始動したとき、恒常的な官僚組織と予算の裏づけをもつ国・地方公共団体は、恐るべき巨大メディアとして稼働を開始する（公権力が、一面で巨大メディアであることは、ジャーナリズム論においては「常識」とさえいえる）。そこでは、市民にさえ手が届くほど運用コストの安いインターネットは、まさに格好の「メディア」である。

回線経費など問題ではない。競争で十分安くなっているから。なんだったら、「ユニバーサル・サービス」実現の前提として、業者から無料でリザーブすることもできる。各地の都市型CATVが運用する自主チャンネルが、結局のところ、自治体情報に「おんぶにだっこ」という実態もあれば、憲法論で正当化することもできなくはない（たとえば、Turner Broadcasting System, Inc., et al. v. Federal Communications Commission et al. 114 S.Ct. 2445. これについて、長谷部恭男「メディア環境の変容と放送の自由」法律時報 67 巻 8 号、同「情報化と表現の自由 多チャンネル化とメディア法制」ジュリスト 1089 号、参照）

他人事ではないが、いったんホームページを開いたものの、情報の更新に苦慮している「市民」には事欠かない。しかし、官僚組織は、それを「職務」として遂行するスタッフを準備できる。資料など、どうせワープロで起案するから、庁内 LAN の整備も進んだ現在、わざわざ打ち直す手間もいらぬ。おまけに、情報を出せば出すほど「総合的情報施策」に積極的である、と内外から「うるさ型」の多い市民団体からさえ高い評価を受ける。毎日数千ページ、数万字の文書を出しておけば、誰も全部読めやしない。電子メールで文句が来たら、インデックスとサマリーをつけるよう「改善」すればよろしい。サマリーと本文との同一性を保証する手段など一切存在しない。好きなように本文を「要約」すればよろしい。インターネット万歳、技術の勝利はわれにあり。記者会見のたびに、なぜか嗅覚の鋭い記者どもうるさい質問を受ける気づかいなど一切なくなるではないか！（埼玉県が、インターネットでの資料提供をもって記者発表としたことの「衝撃」について、朝日新聞 1998 年 9 月 12 日朝刊「広報革命、記者揺らす 埼玉県『インターネット通じ資料提供』」）

3. 残された課題は何か むすびにかえて

これは間違いなく不幸な、しかしかなり蓋然性の高い未来図である。ひょっとして、官僚主義のもつ旧弊墨守・頑迷固陋さが、この種のスマートな情報統制に対する最大の防壁を形成する蓋然性も高いが、旧態依然たる統制と近代的な統制との間に「休戦協定」が締結される可能性は、それ以上に高いかもしれない。これに対して、「小さな政府」論を持ち出すのはナンセンスである。なぜなら、情報公開にともなう文書管理のコストを削減したら、情報公開はたちまち機能不全に陥る（情報公開制度における文書管理の重要性については、後藤仁「自治体情報公開制度と文書管理」都市問題 90 巻 9 号（ただし、後藤のいう「公共経営(public management)」論と、それに基づく restructuring および reengineering 論には、憲法論の次元からにわかに賛同し難い）杉浦允・松村雅生・松田綱

児『情報公開と文書管理』〔ぎょうせい・1997〕。さらにいえば、「国防と治安にのみ政府の業務を特化する」新自由主義的「小さな政府」論ともなれば、「国防」と「治安」なる最大の「例外領域」が広汎に広がっている。つまり、情報公開法制は秘密保護法制に転化することになる。

ここで見落としているのは何か。それは、情報を摂取し、受容し、了解するためには、少なくとも現在のところ、機械には代替不可能な情報処理能力が必要であり、基本的にそれは個人の力量というパラメータは存在するにしても生活時間に従属する関数であること、生活時間には1日24時間・1年365日という絶対的な限界が存在すること、したがって、人間のもつ情報処理能力を上回る情報が提供されても、もはや巨大なノイズと同等にしか評価できない、ということである。

さらにいえば、インターネットというメディアは、マス・メディアを主役とするマス・コミュニケーションが構造的にもつ、情報の受け手・送り手の非対称性と両者の間の情報量の非対称性を解消し、「ある意味で、個人がはじめて真の意味で自由な表現の手段を手に入れた」(浜田純一「憲法とコミュニケーション秩序」法学教室229号89頁)のは事実である。しかし、それは、メディアへのアクセスの衡平に向けて一步を踏み出したにすぎないものであって、大数的に見ればほぼ同等と見ることのできる人間の情報処理能力に対して、等しくメディア=手段を割り当てたにすぎないものであったということもできるのである。すなわち、メディアへのアクセスが公平であるからこそ、人間という情報処理能力の持ち主を組織できる制度的・財政的裏づけをもった集団にも等しく利用可能であり、そうなったとき、勝負はもはや見えている、とさえいえるのである。

筆者は、いわゆる「ネチズン礼賛」論について、以前から違和感を覚えてきたが、その理由の一つはまさにここにある。すなわち、官僚制を敷く組織が、その病理的属性として旧弊墨守に傾くきらいがあるだけに、これら新たなメディアに対して、警戒的ないし敵対的に対峙しがちな事例には、枚挙にいとまがない。しかし、ひとたび、その特性に気づき、組織的に「活用」し始めるや、官僚制が巨大メディアとして稼働する事態をも想定しなくてはならないのである。あるいは、これは、通信事業におけるベンチャー・ビジネスのありようとも似ているかもしれない。かつて、既成通信事業者は、通信の品質確保の観点から、TCP/IPという通信形式を敬遠していたといわれる。まさにそこに「ニッチ」が生まれ、ベンチャー事業者が生まれてきたのであるが、ひとたびそれら巨大事業者がその特性に気づくや、すさまじい業界再編・巨大合併の嵐が世界を覆う事態のアナロジーにも映るのである。

その意味で、いささか悲観的かもしれないが、情報公開メディアとしてのインターネットに「バラ色」の未来をのみ描くことはできないのである。むしろ、そこに秘められた限界を自覚し、有効な射程を明確に認識して、社会的な役割を割り当てる必要もあろう。そこにおいては、ネットワーク社会論の文脈では、ほとんど常に「悪玉」の役割を割り当てられ、「とってかわられるべき」存在とされてきたマス・メディアに対して、その役割を再確認し、警戒しつつ一定の役割を割り当てる必要もあれば(さしあたり、筆者は、マスコミ論・ジャーナリズム論の論者の多くが指摘するように、情報の取捨選択、意味づけといった gatekeeper 機能と、何をもって社会的討論の対象とすべきか、という議題設定機能 (agenda setting) を主軸として、媒体の特性に応じた役割分担を概念的に整理する必要があると考えている)、種々の実践的取り組みも必要とされよう(たとえば、筆者が紹介したその一端として、田島泰彦・右崎正博・服部孝章(編)『現代メディアと法』〔三省堂・1998〕158頁以下と、そこで引用した諸文献参照)。そして、そこにおいては、ただでさえ難解で日常用語と懸隔のある法律用語・行政用語に対して、適切な解説機能と意味づけ機能を果たす、対抗的な専門家集団の存在も要求されるかもしれないし、それに対してもインターネットというメディアが、公平なアクセスを提供するならば、そこにインターネッ

トの「光」の役割とともに、情報公開制度の不可欠の一環を見出すこともできるかもしれない。そして、それら役割分業の発掘という理論的作業において種々の概念と技術的手法を駆使することによって、「『秩序』に代わる新しい概念を用いることが、コミュニケーションの自由をめぐる憲法的価値と憲法的構造の洞察に、新しい光をあてる可能性」(浜田・前掲論文)をもたらすようにも思われるのである。

流れ星に名前を付けられるか？

ネット文献の引用方法について

指宿 信（鹿児島大学）*

Can we give a name to shooting star?

: Citation for internet materials

Dr. Makoto Ibusuki(Kagoshima University)

ibusuki@leh.kagoshima-u.ac.jp

「法は、われわれのものである。われわれとは、市民のことである。」

マイケル・カービー（オーストラリア最高裁判事）

『法を解き放て 「暗い混沌」を越えて』

Law via the Internet '99(Sydney)基調講演より**

はじめに

インターネットの発展に伴って、法律学の学習や研究資料としてインターネット上の諸文献が参照、利用されることが多くなってきている。しかしながら、インターネットで見つけた資料を、論文その他においてどのように引用すべきかということについては、少なくとも事実標準となる引用形式がまだ存在しない。そこで本報告では、ネット文献の引用方式にかかわる問題の背景や諸外国の動向を紹介し、解決に向けた可能性を示す。

一般に、自己の著作物において資料を引用する作業を、「サイテーション」と呼んでいる。サイテーションの目的は、著者が依拠している資料のありかを読者に認識させ、発見させることを可能にすること、と要約できるだろう。したがって、サイテーションには次のような点が求められていると言える。¹

まず、第一に、読者が必要とする「すべての情報」を含んでいることである。資料の情報源、発見の道筋などが示されていないならば、それ以下でも以上でもない。第二に、一次情報が示されることである。判例や法令立法などについては、一次情報が典拠されなければならない。第三に、オーソライズされた資料が示されることである。引用される資料がオーソライズされたもの（正当性のある資料）でなければ、記述に対する信頼性も失われかねない。第四に、引用個所の特定ができることである。紙媒体であれば頁で十分だが、電子媒体にはそれ以外の手段・方法が必要とされるだろう。第五に、同時表示性が求

* 鹿児島大学法文学部助教授 <mailto:ibusuki@leh.kagoshima-u.ac.jp>

<http://law.leh.kagoshima-u.ac.jp/staff/ibusuki/ibusuki.html>

** <http://www.austlii.edu.au/au/other/col/1999/4/>

¹ サイテーションの意味については、Harvard Law Review Association, The Bluebook: A Uniform System of Citation(Cambridge: HLRA, 1996, 16th Ed),p4.

められる。これは「ワン・ストップ・ショッピング」(一個所で参照が間に合うこと)と呼ばれ、一カ所に完全な情報が示されている必要がある。サイテーションのために複数のページを参照するよう要求することは読者の時間を無駄にする。最後に、サイテーションはエレガントでなければならない。必要とされるものを、可能な限り短い情報で済むような形式で提示できるようにフォーマットされているべきである。²

紙媒体については、長い印刷出版の歴史と文献学の発達と共に、分野毎あるいは国毎に引用法が提唱されている。その際には、上に示された要求を、どの引用方式も基本的にクリアしていると思われる。法律の世界では、たとえば米国では『ブルーブック』のような標準引用法が行き渡っており³、わが国の場合には、「法律編集者懇話会」から『法律文献等の出典の表示方法』が提案されているところである。⁴

1. ネット文献の特徴

インターネットには様々なリソース(資料)が展開されているが、ネット上で読むことのできる資料をネット文献と呼ぶことにする。本報告において、ネット文献として念頭に置かれているのは次のものである。一次情報としては、ネット上に公開される判例や法令であり、二次情報としては、ウェブ・ジンあるいはネット・ニュースなどの記事やホームページに含まれているコンテンツである。ネット文献は、これまでの紙媒体の資料と比較して次のような特徴があると捉えることができるだろう。

1-1 出版・発信の簡便性

情報発信の簡便さが「印刷出版」からインターネットを峻別するひとつの特徴であり、誰もが情報を発信できるというメリットがもたらしたインパクトは大きい。しかし、このことがデータの信頼性や正確性に対する評価に危うさを招いている。

1-2 資料の鮮度

一般にインターネットでは新しい情報が流通しやすい。しかし、サイトによっては古い情報を更新しないまま放置する場合もあり、必ずサイトのメンテナンスが行われているとは限らない。組織的に運営されている場合は別にして、運営者や担当者の交代によって意欲のない者が責任を負うことになった途端、更新が止まってしまうこともある。

また、データの入れ替えは煩雑で、誰もがその作業を継続して行えるとは限らない。ネットに公開するのは容易だが、継続するには大変な根気と労力を要する。

1-3 資料の保存

公開しやすいということは削除しやすいということとほとんど同義である。昨日あったサイトが今日消えるということはしばしば目にする。引用したい資料を収録するサイトが何時までアクセスを保証するかは利用者にはわからない。紙媒体は、頒布されれば物理的にアクセス可能な場所に置かれている限り、半永久的に保存可能であるので、読者は著者の引用した資料を同時代はもちろん、後の時代にも追跡可能となる。

1-4 資料の形態

紙媒体にはページという資料を小分けして特定できる単位がある。しかし、CD-R O

² Rozenberg P, Developing a Standard for Legal Citation of Electronic Information
E Law - Murdoch University Electronic Journal of Law, Vol 4, No 4 (December 1997)

<http://www.murdoch.edu.au/elaw/issues/v4n4/rozenb44.html>

³ 注1の The Bluebook.

⁴ 法律編集者懇話会『法律文献等の出典の表示方法 1999年版』(1999) 法律関係8学会
共通会員名簿 1999 所収

Mやウェブにはページ概念がない。活版印刷に入る前の時代、資料は巻物であった。ブラウザ画面を移動することをスクロールと呼んでいるが、この用語はまさに巻物(scroll)から来ており、資料の形態がふたたび以前の時代に戻ったわけである。こうした形態は、箇所特定の引用をおこなう場合に致命的な欠点である。読者が当該引用文献を発見しても、どの部分を参照するよう促しているのを知ることができなければ、サイテーションの要件を満たさない。

インターネットにおいてアクセスできる情報は、即時性・速報性があり、地理的な制約を超えて流通する。紙媒体に比してその頒布の速度の早さとコストの低さは比較にならない。けれども、紙媒体の資料が図書館の書庫に保管されれば半永久的に保存可能であるのに対して、ヴァーチャルな資料であるネット文献は、サーバーの存在に依存しており、その資料が存在する期間について保証がない。活版時代からの出版の長い歴史を考えると、紙媒体が恒星に例えられるなら、ネット文献は流れ星のような存在であるとも言えるだろう。

2. ネット文献の引用上の問題点

インターネットに展開する様々なリソースを著作物で引用しようとする場合に、一般的に出会う問題点は少なくない。サイテーションに当たって考慮すべき観点は、次のようなものである⁵。

2-1 資料のオーソリティ

通常、法律学の文献で引用される資料には、著者情報と出典情報は欠かせないものである。しかし、ネット文献にはしばしば匿名のものが見受けられ、データを提供するサイトの運営も匿名人物によっておこなわれていることが少なくない。これは、ネット文献の作成者・執筆者を不明なまま引用することとなり、オーソリティに欠けることとなる。出典情報についても、紙媒体であれば出版社や刊行母体が明らかにされるのが通常であるのに、匿名文献については、URLに記載されたドメインから判定可能な場合を除いて、データの帰属先を特定することができない。

2-2 資料の正確性

公的サイトにおいては、サービスされているデジタル資料の正確性を消極的に解しているところは少なくない。合衆国の最高裁判例データを提供するコーネル大学のデータベースLIIには即日の判例速報である旨の断りがあり⁶、世界最大の法情報データベースであるAustLIIでは、正確性やアップ・デイトを求める場合には他の媒体を参照するよう利用者を促している⁷。

2-3 検証可能性

著者が依拠した資料を読者が参照することができなければ、著作内容の信頼性を確認するすべがない。先に触れたように、ネット文献を収録するサイトがそのディレクトリ構成を保証しないため、特定の資料が消失しないまでもロケーションが変動することはしばしばある。また、ときにはサイトそのものが消失してしまうこともある。これでは、著作物の内容に対する信頼が損なわれ、反論や批判、批評のための検証作業がおこなえず、学問

⁵ Ron Vetter (宍戸博 訳)「ホームページは文献として引用できるか？」情報処理(IPSJ Magazine) Vol. 39 No. 7(1998) p. 663-5

⁶ <http://supct.law.cornell.edu/supct/details.html>

⁷ <http://www.austlii.edu.au/austlii/disclaimers.html>

共同体による営為がストップしてしまう。わたしの書いた書物は何時までも図書館の書庫の片隅でほこりをかぶり続ける。しかし、わたしという存在がこの地上から消えれば、わたしのホームページのディレクトリは早晩消失してしまうだろう。

2 - 4 改訂過程の可視性

この観点からみると、インターネット文献は、次のような問題を抱えている。

第一に、改訂過程の可視性とは、現在通用するバージョンだけではなく、以前の版も観ることができなければならないことを意味するが、古い版がインターネットでは通常消去されている。これは、文献学的にみると非常に問題がある。すなわち、版の進行による歴史的研究ができないのである。たとえば、以前に成立した法令を見る場合、改訂されていると成立段階の法令を見ることは今のところインターネットでは難しい。発行者は、現在の版（改訂後）と古い版（成立した段階）の双方を提供するよう心がけるべきだろう。

第二は、どの部分が、いつ改訂されたかという情報に欠けていることが多い点である。改訂が容易である一方で、改訂情報を含むリソースは少ない。どの部分が改訂されたかを知りことも容易ではない。紙媒体であれば、ルーズリーフ・サービスなどでセクション毎にアップデートされた日付がわかるようになっているのと対照的である。⁸

2 - 5 ロケーション情報の煩雑

紙媒体におけるサイテーションは、エレガントである。不必要な情報は省かれ、読者が当該資料に到達するための情報に絞られている。ネット文献の場合、引用事項としてURLは欠かせないが、URLはしばしば長大になる。これは、何をどれだけ盛り込むべきかが紙媒体ではサイテーションのフォームにおいてコントロールできるのに対して、ネット文献の場合にはこの点が、データを提供しサイトを構築する側に全面的に委ねられているからである。たとえば、階層構造をとったデータベース系サイトの資料を引用する場合には、URLの長さは極端に長くなる。

こうしたインターネット文献に関わる問題点に配慮してか、1996年に出版された米国法律界における文献引用法の実事標準である、A Uniform System of Citation（通称 The Bluebook・ブルック）の第16版では、ネット文献の引用について消極的な姿勢が目立っている。一般のウェブ文献ならびにウェブ・ジン（ウェブ上の雑誌）の文献については、引用法が初めて登場したが、判例・法令については採用に至っていない。⁹

3 . 諸外国におけるネット文献引用法に関する動向

アメリカを含む英米法国では、サイテーションをめぐる問題には、デジタル媒体への対応のみならず、特定の出版社の発行物に依存しないサイテーション方式の確立が法律文献学上の大きな課題となっていた。言うまでもなく、アメリカの場合には、連邦判例と州判例のほとんど全てをカバーするウェスト社の判例集、National Reporter Systemの判例集番号が事実上、サイテーションを支配していると言っても過言ではなかった。けれども、著作物の引用にあたってウェスト社は、他社の判例データベースが、National Reporter Systemに含まれる個別の判例についてページ数特定を振り付けると、著作権侵害を主張して争ってきた¹⁰。そのため、特定の出版社の出版物に依存しないサイテーション方式の開発

⁸ 注2参照。

⁹ 注1、§17.3.3, pp.124.

¹⁰ West Publishing Company v. Mead Data Central, 616 F. Supp. 1571(D. Minn. 1985),

が大きな課題となっていた。これを、「ベンダー・ニュートラル」方式と呼んでいる。そして、先に指摘された、紙媒体・デジタル媒体を問わず引用可能な「メディア・ニュートラル」方式とを合わせた、新たなサイテーション・スタイルを確立しようという動きが90年代に活発化する。

その動きは、ウィスコンシン州から始まった。1994年、ウィスコンシン州法曹会は、ページ概念のない出版物に対応した新たな引用方式として、パラグラフ特定による引用を提唱するウィスコンシン・レポートを公表した¹¹。同レポートでは、パラグラフ引用と共に、従来のウェスト社の判例集も併記可能とする、パラレル・サイテーション（二種類の引用型を併記する方式）が採用されている。更に、その後、1996年5月に、アメリカ法曹協会（ABA）の委託を受けた同協会サイテーション問題特別委員会がパラグラフ特定方式を採用すると発表した。もっともこの方式は、1997年に全米裁判官会議（the U. S. Judicial Conference）に提案されたものの、パラグラフ番号の付記に煩雑性を主張する意見が強く、採択は見送られた。しかしながら、現在既に11州で採用され、10以上の州で検討が始まっている¹²。たとえば、ノース・ダコタ州では、州最高裁手続法においてメディア・ニュートラル・サイテーション方式が指定され¹³、1997年1月1日以降の、州最高裁ならびに州上訴裁判所の判例の引用については、パラグラフ特定が義務づけられたのである。

その後、1998年に入り、全米ローライブラリアン協会より、4年越しの調査と検討から"Universal Citation Guide"¹⁴が発表された。同ガイドはパラレル方式を採用せず、パラグラフ特定のためのサイテーションとし、ベンダー・ニュートラルな志向をより強固に示している¹⁵。

これまで公表されてきたガイドを概観すると、様々なバリエーションがあることがわかる。サイテーションの中に含まれるべきとされる事項には大方の共通性があるものの、記載順についてはそれぞれ見解を異にしている。多くのガイドがURLをアングルブラケット<>で囲むよう勧告しているが、これは、従来のサイテーション様式で丸カッコ()や角カ

aff'd, 799 F. 2d 1219(8th Cir. 1986), cert. Denied, 479 U.S. 1070(1987). このケースについては、Wyman, J., Freeing the Law: Case Reporter Copyright and the Universal Citation, 24 Fla. St. U. L. Rev. 217(1996)

<http://www.law.fsu.edu/journals/lawreview/frames/241/wymafram.html> を、

邦語では、梶山敬士[1988-2]アメリカ法 370頁をそれぞれ参照されたい。

¹¹ See, Wisconsin State Bar Tech'y Resource Comm., Proposed Citation System For Wisconsin 11(1994)

<http://www.law.cornell.edu/papers/wiscite/wiscite.overview.html>

¹² See, <http://www.abanet.org/citation/home.html>

¹³ North Dakota Supreme Court Rules N.D.R.Ct. RULE 11. 6 MEDIUM-NEUTRAL CASE CITATIONS <http://www.court.state.nd.us/Court/Rules/NDROC/RUL11.6.htm>

¹⁴ <http://www.aallnet.org/committee/citation/ucguide.pdf>

¹⁵ もっとも、ベンダー・ニュートラル方式によっても、シェパダイズ（ある判例がその後、上級審で支持されたか否かを調べること）がネットで出来なければ、法律家は以前と同様に有料のサービスを利用せざるをえない。このことを指摘するものとして、Bradley J. Hillis, Court Opinions on the Internet: Hungry Again Ten Minutes After the Revolution, <http://www.wolfenet.com/~dhillis/ctopin4599.htm> (April 4, 1999)

ック[]が使用されているという理由からである。また、当該URLを発見した日時を記載するように求めるものはあまりない。

比較的統一性が生まれている領域は、判例に関するサイテーションである。この領域では、メディアを特定しないよう、また中立性を確保するスタイルでルール作りが進められている。また、アメリカだけでなく、判例については諸外国でもパラグラフ方式が普及しつつある。たとえば、オーストラリアでは、1998年以降の最高裁判所の判例がパラグラフ番号添付で配布されているので、メディア・ニュートラル方式が推奨されている¹⁶。

カナダでも1999年5月に、大学や出版社、裁判所関係者らで構成されたカナダ・サイテーション委員会により、標準フォーマット(NCS)が開発され、パラグラフ方式が推奨されている¹⁷。同年6月にはカナダ裁判官会議が、5月にはカナダ法律図書館協会が全会一致で同委員会の提案を採択し、既にブリティッシュ・コロンビア州の最高裁では判決書きで同方式の実施が始まっている¹⁸。また、モントリオール大学のカナダ最高裁判例データベースでは、1995年以降の判例にはパラグラフ番号が付されている¹⁹。

4. ネット文献引用問題の展望

今後、インターネット文献を学術出版で引用可能にするためには、以上で指摘された問題を回避できるようなシステムが必要となる。そこで、既に提案されているいくつかの方向性を列挙しておきたい。

第一は、サイテーションの標準化作業である。

各国で始まっているサイテーションのスタイルを標準化させることが必要である。それぞれの言語には特性があり、それぞれの国の法文化や出版事情そして、法律文献の沿革からの影響は避けられないが、盛り込むべき情報項目を共有し、記述方式を共通化する道が模索されるべきである²⁰。

第二は、ネット上での法学文献スタイルの開発と利用普及である。

すべてのデジタル文献に共通のスタイルが開発されれば、あらゆる法律系ネット文献を特定し、引用するフォーマットを手にすることができ、ピンポイント問題や改訂問題に対応できる。パラグラフ特定はその一例である。メタタグに書物の奥付けのような改訂情報を記載するよう促すのもひとつの対処法である。デザインの自由度を保証しつつネット文献に固有の問題を回避でき、そしてサイテイト可能な標準スタイルが提示されれば、ネット文献は更に有用かつ価値の高いものとなるだろう。少なくとも、判例や法令といった公共性の高い一次的法情報は、スタイルが特定されているべきである²¹。

第三は、ネット文献の共同のストック場所を設けることである。すなわち、認証機関や

¹⁶ <http://www.hcourt.gov.au/short.htm>

¹⁷ <http://www.droit.umontreal.ca/citation/en/standard/standard.html>

¹⁸ <http://www.courts.gov.bc.ca/CA/Ca-main.htm>

¹⁹ <http://www.droit.umontreal.ca/doc/csc-scc/en/index.html>

²⁰ あるべきネット文献の様式をめぐって様々なサイテーションのガイドが提案され、統一性が求められつつ、他方で、ガイドの数だけバリエーションが生まれて統一が図れないという矛盾した状況となっているのは皮肉である。多くの試みについては末尾の資料を参照。

²¹ See, Walker, J and Taylor, T, The Columbia Guide to Online Style(New York: Columbia University Press, 1998)p.151, Chapter 5 "Network Format".

電子図書館などにデジタル納本するというアイデアである。公的サイトがネット文献のストックをおこない、発信時の確定や発信者の認証ならびにデータの永続的参照を請け負うことによって、オーソリティや保存の問題は回避されうる。公的サイトからの情報ではない場合に、こうしたシステムは威力を発揮するだろう²²。

第四は、資料の保存場所の変動に左右されるネット文献の所在情報の危うさ（不安定さ）を回避するための仕組みを導入することである。これは、次世代インターネット・ロケーションの開発であり、Uniform Resource Name(URN)と呼ばれるアイデアがこれに該当する。インターネット上に展開されるリソースのアドレッシング（場所特定）機能に関する次世代ツールである。現在のURLに代わり、リソースの移動にかかわらず、アクセス可能な場所を保証する仕組みである²³。

もちろん、これらの方策を採ることが、インターネットのもたらしたインパクト、あるいはメリットを減殺する可能性があることも否定できない。たとえば、誰もが自由に発信できるという情報市場の自由性という見地からみれば、スタイルの強制はなじまないし中央集権的なオーソリティの集約方式に反発も予想されよう。またネット文献の「献本作業」の煩雑性や、新たな文書管理方式の出現は、ネットにおける法律系文献の発信コストを押し上げることになって適当でないという考えもあろう。

いずれにせよ、法情報を伝達するだけでは不十分なのである。わたしたちは、それを利用して、より豊かな実りを手にできなければならない。ある情報の所在を他の人に正確に知らせることができなければ、情報の共有はおこなえない。共有が一時的・短期的であるだけでなく、永続的であることが法情報環境を優れたものにする。それはさらに強固な情報化社会の基盤を提供することになるだろう。

「誰でも情報を共有できるようになるなら、太陽は違った色で輝き、世界平和が実現するだろう」

ブルースター・カール（WAIS開発者）

Neil Randall

『インターネットヒストリー：オープンソース革命の起源』
（1999、オライリー・ジャパン）より

（1999/10/30 脱稿）

参考文献

Samborn, H. V., What's New in Blue: Citation guidelines change along with the times, ABA Journal (December, 1996) p. 16

²² このアイデアについては、園田寿「サイバースペースの学術情報」指宿信編『インターネットで外国法』（1998、日本評論社）p.58 参照。

²³ URNについては、<http://www.w3.org/Addressing> ;<http://www.ics.uci.edu/pub/ietf/uri/>などを参照されたい。

また、OCLC (Online Computer Library Center, Inc.)は、登録されたURLの移動を永続的にフォローする、PURL (Persistent URLs)という方式を提案する。

<http://purl.oclc.org/OCLC/PURL/INET96/> を参照。

The path to citation reform, AALL Spectrum(American Association of Law Librarian)(July, 1998)

Rozenberg, P., Legal Citation of Electronic Information, 5 Australian Law Librarian 38(1997)

Bohill, R., Electronic Citation Guide for Legal Materials, 8 Journal of Law and Information Science 210(1997) <http://law.anu.edu.au/nglrw/lr3.htm>

指宿・米丸 『法律学のためのインターネット』 (1996)pp149

【資料編】

1) 法律系文献引用法に関するガイド

- ・ French, D, How to Cite Legal Authorities(London: Blackstone Press, 1996)
- ・ Harvard Law Review Association, The Bluebook: A Uniform System of Citation(Cambridge: HLRA, 1996, 16th Ed).
- ・ University of Chicago Manual of Legal Citation(Rochester: Lawyers Cooperative Publishing, 1989)
- ・ McGill Law Review, Canadian Guide to Uniform Legal Citation(Montreal: Carswell, 1998, 4th ed)
- ・ Martin, Peter W., Introduction to Basic Legal Citation(1999-2000 ed.)
<http://www2.law.cornell.edu/cgi-bin/foioci.exe/citation?>
- ・ Melbourne University Law Review Association Inc, Australian Guide to Legal Citation(Melbourne: LULRA Inc, 1999)
<http://www.law.unimelb.edu.au/mulr/aglc.htm>

2) 一般的ネット文献引用ガイド

- ・ APA Guide(The American Psychological Association Guide Publication manual of the American Psychological Association)
<http://www.uvm.edu/~xli/reference/apa.html>
- ・ MLA Style(The Modern Language Association of America)(1998)
http://www.mla.org/set_stl.htm
- ・ Walker, J and Taylor, T, The Columbia Guide to Online Style(New York: Columbia University Press, 1998)
<http://www.columbia.edu/cu/cup/cgos/>
- ・ Harnack, Andrew & Eugene Kleppinger, Online! a reference guide to using internet sources,(Bedford / St. Martin's, 1998)
<http://www.bedfordstmartins.com/online/index.html>

3) 法律系ネット文献引用ガイド(時系列)

- ・ Wisconsin State Bar Tech'y Resource Comm., Proposed Citation System For Wisconsin 11(1994)
<http://www.law.cornell.edu/papers/wiscite/wiscite.overview.html>
- ・ AALL Task Force on Citation Formats Report(March 1, 1995)
http://www.aallnet.org/committee/citation/task_force.html
- ・ Citation Proposal: How to Cite to Electronic Journals(Feb.,1996)
http://www.urich.edu/~jolt/e-journals/citation_proposal.html
- ・ ABA Special Committee on Citation Issues Report and Recommendations (May 23,

1996) -- Full report of "SPECIAL COMMITTEE ON CITATION ISSUES REPORT AND RECOMMENDATIONS"

<http://www.abanet.org/ftp/pub/citation/report.txt>

• The Universal Legal Citation Project: A Draft User Guide to the AALL Universal Case Citation(March 1997)

<http://www.aallnet.org/committee/citation/case.html>

• Rozenberg P, Developing a Standard for Legal Citation of Electronic Information E Law - Murdoch University Electronic Journal of Law, Vol 4, No 4 (December 1997)

<http://www.murdoch.edu.au/elaw/issues/v4n4/rozenb44.html>

• The Universal Legal Citation Project: A Draft User Guide to the AALL Universal Statutory Citation (January 1998)

<http://www.aallnet.org/committee/citation/statutory.html>

• The Universal Legal Citation Project: A Draft User Guide to the AALL Universal Regulatory Citation: Administrative Codes and Regulations (June 1998)

<http://www.aallnet.org/committee/citation/regulatory.html>

• The Canadian Citation Committee, A Neutral Citation Standard for Case Law(1999)

<http://www.droit.umontreal.ca/citation/en/standard/standard.html>

4) そのほか (重要サイト、論文、参考図書など)

• AALL CITATION FORMATS COMMITTEE

<http://www.aallnet.org/committee/citation/>

• ABA Official Citation Resolution

<http://www.abanet.org/citation/home.html>

• ABA Official Citation Resolution History

<http://www.abanet.org/citation/history.html>

• HYPERLAW REPORT - JUDICIAL CONFERENCE PUBLIC COMMENTS(March 24, 1996)

<http://www.hyperlaw.com/jcmail.htm>

• Person, C. E. , Citation of Legal and Non-legal Electronic Database Information(June 24, 1997) <http://www.michbar.org/publications/citation.htm>

• Hillis, B. J., Consideration When Placing Court Opinions on the Internet

<http://www.wolfenet.com/~dhillis/opinion2.htm>

• KAIROS: A Journal for Teachers of Writing in Webbed Environment

<http://english.ttu.edu/kairos/>

• Lynch, P. J. & S. Horton , Web Style Guide: Basic Design Principles for Creating Web Sites(1999, Yale University Press)

SHIP-project と法情報学の展望

SHIP-Project and the Future of Legal Informatics

夏井 高人

Takato NATSUI
Prof. Meiji Univ. Law Faculty

1 SHIP-Project とは？

- (1) プロジェクトの目的
- (2) プロジェクトの構成

「明治大学学術フロンティア「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」について」(第1回共同シンポジウム予稿・資料集所収)
<http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/legalinfo/doc/SHIP-proj.htm>

2 1999 年度における SHIP-Project の活動

- (1) プロジェクト専用研究施設の建設
- (2) 共同シンポジウムの開催

第1回 1999年5月29日 明治大学駿河台校舎
<http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/cyberlaw/doc/doc004.htm>
第2回 1999年11月27日 大阪大学吹田校舎
<<http://dale.law.osaka-u.ac.jp/~ship/>>

- (3) 夏期研究合宿の開催

「SHIP-Project 1999 年夏期研究合宿における討論結果要旨」

- (4) 「'99 XML フェスタ：XML 開発者の日」への参加

夏井高人 「XML 法情報データベースの課題」
和田 悟 「改正法律対応の法令データベース」
小松 弘 「法令とリンク情報」
<<http://www.xml.gr.jp/xmlfesta.html>>

3 SHIP-Project における法情報データベースの構築

- (1) XMLを用いたデータベース・システム
- (2) オリジナルの法情報テキストを重視したデータ構造
- (3) 実用的な法情報データベースの模索
- (4) 社会科学系の情報プラットフォーム・システム

4 まとめ

SHIP-Project 1999 年夏期研究合宿における討議結果要旨

SUMMARY : Debates and Studies in '99 Summer

町村泰貴

Yasutaka MACHIMURA

夏井高人

Takato NATSUI

SHIP-Project は、次世代データベース・プラットフォーム技術の確立し、そのプラットフォーム上で稼働する社会科学系の実用アプリケーションとりわけ法律実務での使用に耐える法情報データベースの開発をめざして 1999 年 4 月に開始された共同研究プロジェクトである。

SHIP-Project は、1999 年 9 月 12 日から 15 日にかけて、合宿形式による研究会を実施した。研究合宿の参加者は、次のとおりである。

| | |
|--------------|---------------|
| 夏井 高人 (明治大学) | 石前 禎幸 (明治大学) |
| 田中規久雄 (大阪大学) | 和田 悟 (明治大学) |
| 小松 弘 (弁護士) | 大六野耕作 (明治大学) |
| 養老 真一 (大阪大学) | 町村 泰貴 (亜細亜大学) |
| 後藤 邦夫 (南山大学) | 中所 武司 (明治大学) |
| 新保 史生 (補助者) | |

ここに公開するのは、この研究合宿において 2 日間にわたり徹底的になされた討議結果の要旨である。

討議は、町村が事前に作成した討議項目案に基づき、町村の司会によってなされた。

討議結果は、町村が整理した上でテキスト化し、プロジェクト専用のメーリング・リストによりプロジェクト・メンバー全員の閲覧に供された。そして、一部手直しをした上で、プロジェクト・メンバーの同意を得てここに公開する。

なお、研究合宿における討議の際には、プロジェクト・メンバーである和田悟(明治大学)及び小松弘(弁護士)が作成したXMLアプリケーション・プロトタイプの実演とその実演に基づく討議・意見交換もなされた。この討議・検討の結果、最初に立法された法律のXML化テキストとその改正法のXML化テキストとを自動相互参照して、特定の時点における法律文を自動生成するシステム(改正前の時点で指定して検索すると改正前の法律文が表示され、改正後の時点を指定して検索すると改正された部分だけが新しい条文に置き換えられた改正法の法律文が表示される。)は、ほぼ実用化の目処がたったものとする。しかし、詳細部分については更に検討する必要があることや、XML文の条文用タグ名セットについてプロジェクト・メンバーの間で完全な合意ができていないことなどの理由により、本資料集では、これらプロトタイプの紹介は省略せざるを得ない。これらプロトタイプについては 2000 年 5 月に明治大学駿河台校舎で予定されている第 3 回共同シンポジウムにおいて正式公表される見込みである。

また、法情報学研究会での議論の結果は、未整理であり公表できる段階にないので割愛する。

(プロジェクト・リーダー：夏井高人)

(目 次)

- 1 収録するデータの範囲
- 2 データの入手、継続的入手の方法
 - A．データベース立ち上げ時のデータ
 - B．継続的な情報入手について
- 3 データ構築上の諸問題
 - A．イレギュラーな文字の処理について
 - B．漢字カタカナ文の処理
 - C．準用・引用、読替規定の処理
 - D．特定時点で有効な法令を提供する場合の問題点
 - E．法令相互、法令と判例、判例相互のリンク
 - F．法律用語辞典電子版の作成
- 4 データ公開に関する問題
 - A．プライバシーの保護
 - B．データ公開の範囲・属性の区別

1 収録するデータの範囲

法情報提供の基本となるデータベースは、法令データベースと判例データベースとに分けられるが、それぞれの利用価値を高めるために法律データベースとしては、憲法・法律・条約に加え、最高裁判所規則、政令、省令のような行政立法・下位法規、行政通達・訓令、および地方条例を含んだものが理想である。また判例データベースとしては裁判所の判決に加え、家事審判、公取審決、労働委員会裁決、海難審判などの各種決定、および破産以外の倒産決定（和議認可決定における和議条件、更正計画認可決定、会社整理認可決定、特別清算認可決定）などが含まれることが望ましい。

さらに関連情報として、立法資料（国会議事録または行政庁の立法過程で明らかにされた文書・報告書類）、判例評釈や論文、判例法令に関係する時事ニュースなども、少なくとも資料の所在を指し示すポインターの形で取り込むことが望ましい(注1)。ただし、実際には、論文や時事ニュースではその収録に困難が予想されるので、判例評釈程度の取り込みにとどめることとなる。

判決に関しては、特に明治期における毛筆のものなど、原本を画像として収録するならば、法制史的な検討に有用性が見込まれる。また修正の赤が入られた原本なども同様である。

また判決原本には地図・図面、写真、商標等などが添付されていたり、物あるいはビデオテープ類が添付されていることがあり得る。これらのうち、地図等の図面は縮小して添付するとして、物等は記録と同視して取り込まない。

関連事件や同一当事者の事件は特にポインターを示さないが、同一事件の審級関係については示しておく必要がある。そのほか付加する情報としては、刑事判決では、分類・参照条文をある程度機械的に処理することが可能である。これに対して民事判決では、訴訟費用と仮執行宣言以外には適用法条がほとんど記載されていないので、機械的な処理は難しい。

(注1) 多くの判例データベースは判例評釈を含めている。また、フランスの官報は

法律・政令について立法準備資料の掲載号頁を指示するのが通例であり、立法過程の議論が重要になれば必要な情報といえる。

2 データの入手、継続的入手の方法

A．データベース立ち上げ時のデータ

プロジェクトの最終的な目的は法情報の網羅的なデータベース構築だが、当初は実験的に分野を限ってデータベース構築を試みる必要がある。デジタルデータ化は明大で業者に入札発注するとして、さしあたりは以下のデータを取り扱う。

- ・大審院判決（明治期より）
明治大学にてデータの収集を行う。
- ・大阪大学保管の判決原本
大阪大学での判決原本利用が可能となる来年度以降に着手する。
- ・会社更生関係の法令、判例、更正計画認可決定
官報等より町村がデータ収集を行う。
- ・公職選挙法・議員歳費関係の法令
大六野を中心にデータ収集を行う。
- ・民事訴訟費用法
町村が作成したデジタルデータにデータを追加する。
- ・旧法令集オリジナルバージョン（基本法：憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法＝治罪法）の収集
明治大学にてデータ収集を行う。

B．継続的な情報入手について

プロジェクトの目指すデータベースが有用なものとなるためには、最新の情報により常にアップデートされる必要があるが、さしあたりの目標として新法令はデジタルデータで立法当局から直接受け取れるように交渉する。判例についてはなお検討中である。

3 データ構築上の諸問題

A．イレギュラーな文字の処理について

古い判決原本については画像により毛筆書き自体を収録する。また、デジタルデータとしては、画像を利用して原典に忠実に表現するデータを用意し、これに対して常用漢字や他の記号に機械的な置き換えをしたバージョンの2種類のデータを提供することとする(注 2)。なお、この標準的でない文字処理の点については法情報学研究会<http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/legalinfo/index.html>の専用メーリング・リストである legal-info ML の議論が一応の道筋をつけており、合宿ではほとんど触れられなかった。

(注2)置き換えの場合の参考

「電子情報処理組織による不動産登記事務の取扱について」(平成元年 5.1 法務省民三第 1695 通達 最終改正 平成 6.11.30)

「誤字俗字・正字一覧表(平成 6.11.16 法務省民三 7007 号通達)

法務省民事局第二課戸籍実務研究会編『わかりやすい一表式誤字俗字・正字一覧』日本加除出版

B. 漢字カタカナ文の処理

戦前の法令・判例の漢字カタカナ文・濁点半濁点なし・句読点なしを、ひらがな文、濁点半濁点付加、句読点付加するべきかどうか、戦後であっても、旧仮名遣い(憲法など)や項(番号なし、昭和 23 年以降は 1 項のみ番号なし)に手を加えるかどうかを検討された。

合宿では、平仮名・句読点濁点付きに置き換えるバージョンも提供するという前提だったが、現代語化はしないこととされた。

C. 準用・引用、読替規定の処理

ある条項が同じ法令または他の法令の条項を準用している場合、または定義等の規定を引用している場合、従来の読み手は参照先の法令と見比べて補充するという作業が必要となる。これをデータベースにおいては機械の側で行い、参照先の法令を取り込んだ後の条文を表示することができないか、できるとすればその方法は、という問題である。

関連条文へのリンクをいちいち作っておいて、そのためのボタンを設定するとなると、法改正や新法の成立の度にすべての法律データを再検討し、リンクやボタンの設定をし直さなければならない。それでは知的なデータベースにはならないし、メンテナンスの面倒さから、結局利用されないシステムになる。そこで、できれば、関連条文を自動検索し、その検索結果のリストも自動生成し、関連条文に必要なテキストを挿入・交換した後の合成テキストも自動合成できるというような感じが望ましい。

もっとも、引用先の規定を補充する場合は、補充すべきフレーズを確定する必要があり、これは機械的な作業で可能か否か疑問がある。

また準用規定では、むしろ準用元の一語を準用先の条文に挿入して表現すべきである。

(例) 憲法 61 条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

[予算] について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した [予算] を受け取った後、(以下略)

上記の [] 内に「条約の締結に必要な国会の承認」を代入すれば完成だが、二番目以降は「承認」、あるいはより正確には「承認の議決」とすべきであろう。

合宿では、引用・準用関係を自動化できるものは自動化し、充填する範囲の確定が必要なものは人力で行うとの方針が確認された。

D．特定時点で有効な法令を提供する場合の問題点

特定の時点を入力すると、その時に有効な法令を表示することがプロジェクトの目標であるが、多様な経過規定（時際法）をすべて織り込んだ修正は可能か疑問がある。

たとえば、新民訴法の附則では原則として施行前に生じた事項にも適用があるとしてつつ、16条に損害額認定の特則（248条）は新法施行前に事実審の口頭弁論が終結した事件について適用がないとしている。こうした場合をどのように処理するのかという問題がある。1998年5月1日言い渡しの損害賠償判決について当時の有効な規定を参照しようとした場合、単純に248条が有効な規定として出てくる・こないとすることはできない。

この点について合宿では、原則的施行日後の有効規定としては一律に新民訴が表示されるが、248条には経過規定に特則があることが注記され、事実審口頭弁論終結時を入力して判別するサブシステムが現れるとする方法などが検討された。

また、遡求適用の場合はどのように処理すべきか、例えば、法令Aが1990年1月1日施行の法令Bにより改正され、しかもその適用が施行前に生じた事実についても適用するとされていた場合、1989年12月1日時点で有効な規定はAか、Bかという問題もある（注3）。

（注3）民事訴訟法附則3条

新法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の民事訴訟法（以下「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

さらに時限立法では終期を定めているので、施行期日の他にタグを入れなければならない。

これらを処理するシステムの前提として、時際法のパターンについて、まとめておく必要がある。

E．法令相互、法令と判例、判例相互のリンク

法令・判例で他の法令・判例を明示的に引用・準用しているものは、単純なHTMLでも容易にリンクできる。しかし実質的な関連性を含めてリンクを設定するのは困難を極める。当面は明示の場合のリンクにとどめておくこととなった。

F．法律用語辞典電子版の作成

合宿では法律用語辞典が自前で必要であるとされた。各法律ごとの定義規定へのリンクだけでなく、定義規定を収集し、併せて重要な法律用語について定義ファイルを作成することが検討課題となった。

4 データ公開に関する問題

A．プライバシーの保護

判決文は公開の存在であるが、容易に検索し集積できるデータベースとして公開する場合にはプライバシー保護が施されてよい。そこで、原文にある固有名詞を記号に

置き換えて伏せるか否か、伏せるとして、すべて伏せるか、原則伏せるか、例外的に伏せるか、その基準をどうするかという点が議論になった。

原則は当事者・証人・訴外関係人の自然人氏名を非表示とし、例外的に著名事件、当事者の個性が強い事件（例えば三浦事件）、著名人に関する事件は表示する。住所は都道府県まで表示する。法人団体は一律表示とするが、刑事被告人名は研究者が閲覧する場合であっても非開示とする。

また原告タグ、被告タグ、参加人タグ、証人タグ、訴外人タグ、鑑定人タグ、弁護人タグ、代理人タグ、検察官タグ、裁判官タグ・・・を付加し、訴外人タグ付きまで是非公開を前提にし、限定的開示も可能とする。

B．データ公開の範囲・属性の区別

プライバシー保護とデータ利用の利便性を両立させるためには、データ利用者の属性により、固有名詞入りのデータを提供するか、記号データを提供するかを区別する必要がある。その区別をするとすれば、その属性の基準（研究者、実務家、学生、報道機関、一般）が問題となる。

当面、5年間の実験プロジェクト段階では、会員制を前提にし、大学研究者・法律実務家に限って原則承認し、目的外使用をしない旨の誓約書をとる。その他特別に許可する場合のほか、大学院・学部学生は指導教授を経由して連名の誓約書をとる。この誓約書をとった場合の効果は、目的外利用を拒否、差止めることに加え、場合によって損害賠償請求も可能である。ただし、情報主体がデータベース団体（我々）にプライバシー侵害を理由に訴えを提起した場合の免責は困難ではないかと思われる。

（以上）

法律論文における出典の表記方法について

Citation Rules in Legal Article of Japan

岡村久道

Hisamichi OKAMURA
Attorney at Law

(初出：1998/09/07 at <http://210.160.170.2/okamura/jyouhou/houinyou.htm>)

(C) Copyright Hisamichi Okamura, 1998, All rights reserved.

I はじめに

法律論文においては、他の論文を引用する機会が多い。

ところで、著作権法 32 条 1 項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定している。

同項にいう「引用」にあたる場合には、出所を明示することによって（48 条）著作者の同意がなくても他人の著作物を利用することができる。

これを、引用をする際における出所明示義務という。

この出所明示義務は、著作権法上の義務であるにとどまらず、法律学も他の学問領域と同様、先人の尊い遺業の上に成り立っているものである以上、法学者としての倫理上の義務でもある。

ところが、法律分野における出所明示方法については何を参照して良いのか必ずしも理解している人ばかりではない。

かかる出所明示の方法については、法律編集者懇話会が、1993 年 8 月に「法律文献等の出典の表示方法」という文書を公表している。これは、同会が 1989 年に素案を発表し、法学関係の各学会等で配布して数多くの意見を聴取し、それらの意見を参考にして第二次改訂案を作成し、その後も、数回にわたり追補を行っている。

前記文書は従わなければ適法な引用とはならないという意味のものではないが、この法律編集者懇話会は、法律関係の雑誌・書籍の出版に携わる 27 社の編集者で組織されているので、前記文書はデファクトスタンダードとしての地位を占めており、したがって、同項における「公正な慣行」を考慮する上で重要な要素となっている（但し筆者は必ずしもこれに従っていない）。

そこで本稿は前記文書に従い表記方法について説明を加えるものである。

文献の表示について

1 雑誌論文の表示について

まず前記文書は、雑誌論文の表示について、次の形式で表示すべきものとしている。

執筆者名「論文名」雑誌名 巻 号 頁（発行年）または、巻 号（発行年）頁

例をあげれば、

夏井高人「電子技術の進歩と司法の将来(上)」判例タイムズ 711 号 42 頁(1990 年)

というスタイルになる。

前記文書には、次の「注」が付されている。

- (1)「当該論文のサブタイトルは、できるかぎり表示することが望ましい。」
- (2)「頁は『ページ』ではなく、『頁』と表示する。当該巻号の頁で表示するのを原則とするが、合本にした場合等で通し番号があるときは、それを表示してもよい。」
- (3)「発行年は入れるものとする。和暦か西暦かは共同執筆等の場合を除き、著者の意向による。」
- (4)「巻・号・頁は、・(ダッシュ)または・(ナカグロ)で略してもよい。たとえば、『国家 73・7 = 8・1』」
- (5)「再収録された論文集があれば、『所収』を表示し、さらに頁を入れることが望ましい。その場合、論文集等の発行所名は、できるかぎり入れるものとする。」
- (6)「定期刊行物の略称は、おおむね『法律時報文献月報』の文献略称方式(12 頁以下)によった。」

前記(5)の具体例は、次のとおりである。

夏井高人「電子技術の進歩と司法の将来(上)」判例タイムズ 711 号 42 頁以下(1990 年)〔「裁判実務とコンピュータ・法と技術の調和をめざして」所収、42 頁以下(日本評論社、1997 年)〕

2 単行本 - 単独著書について

次に、前記文書は、単行本のうちの単独著書の表示については、次の形式で表示するものとしている。

執筆者名『書名』頁(発行所、版表示、発行年)または(発行所、版表示、発行年)頁

これについても具体例をあげれば、

夏井高人『ネットワーク社会の文化と法』42 頁(日本評論社、1997 年)

または

夏井高人『ネットワーク社会の文化と法』(日本評論社、1997 年) 42 頁

というスタイルになる。

この点についても、前記文書には、次の「注」が付されている。

- (1)「書名は、原則として『 』でくくるものとするが、・(ナカグロ)でもよい。」
- (2)「シリーズ名、サブタイトルは必要に応じて入れる。」
- (3)「発行所はできるかぎり入れるものとする。」
- (4)「発行年は必ず入れる。」
- (5)「書名に改訂版、新版等が表示されている場合は書名の一部として表示し、書名にそれぞれが表示されていない場合は、()内に入れる。ただし、版表示については、初版本については入れないが、改訂版、第2版、第3版等は、必ず入れる」
- (6)「(発行所、版表示、発行年)の順序については、(発行年、版表示、発行所)でもよい。」

3 単行本 - 共著書について

(a) 一般

次のとおりとなる。

執筆者名「論文名」共著者名『書名』頁(発行所、発行年)

または

共著者名『書名』頁〔執筆者名〕(発行所、発行年)

(b) 講座もの

次の表記をする。

執筆者名「論文名」編者名『書名』頁(発行所、発行年)

やはり具体例をあげれば、

岡村久道「代金決済と暗号技術」インターネット弁護士協議会編『インターネット法律叢書2・インターネットビジネスの法律ガイダンス』112頁(毎日コミュニケーションズ、1997)

(c) コンメンタール

編者名『書名』頁〔執筆者名〕(発行所、版表示、発行年)

または

執筆者名『書名』頁〔編者名〕(発行所、版表示、発行年)

(d) 記念論文集

執筆者名「論文名」献呈名『書名』頁(発行所、発行年)

具体例をあげれば、

岡村久道「自動車保険における搭乗者傷害保険をめぐる判例理論」小野幸二教授
還暦記念論集『21世紀の民法』182頁（法学書院、1996）

4 翻訳書について

次のとおりとなる。

原著者名（訳者名）『書名』頁（発行所、発行年）

例示すると、

ワインスティン, D. A. (山本隆司 訳)『アメリカ著作権法』（商事法務研究会、1990）

5 判例研究 - 雑誌の場合

次の形式で表示すべきものとしている。

執筆者名「判批」雑誌名 巻 号 頁（発行年）

または

執筆者名「判批」雑誌名 巻 号（発行年）頁

例をあげれば、

岡村久道「判批」別冊ジュリスト 140号 200頁（1996）

または

岡村久道「判批」別冊ジュリスト 140号（1996）200頁

6 判例研究 - 単行本の場合

次のとおりとなる。

執筆者名『書名』事件または、頁（発行所、発行年）

例として、

鈴木竹雄・判例民事法昭41年度18事件評釈（有斐閣、昭52）

7 座談会等

次の表記をする。

出席者ほか「テーマ」雑誌名(書名) 巻 号 頁〔 発言〕(発行年)または
巻 号(発行年) 頁〔 発言〕

判例、先例、通達の表示について

1 判例について

前記文書は次のように例示する。

最判昭和 58 年 10 月 7 日民集 37 巻 8 号 1282 頁〔1285 頁〕
東京地八王子支判昭 37・11・28 下民 13・11・2395
大判大 12・4・30 刑集 2 巻 378 頁

また、次のような「注」が付けられている。

- (1)「頁は原則として、その判例が掲載されている初出の頁を表示する。」
- (2)「特に該当部分を引用する場合は、その頁を〔 〕(キッコウ)で囲むか、読点(、)を付し連記して表示する。」
- (3)「引用頁の表示は、その判例集の通しの頁とする。」
- (4)「最高裁の大法廷判決については、最大判と表示し、小法廷判決については原則として最判と表示する。なお、旧大審院の連合部判決については、大連判と表示し、その他は大判と表示する。また、地名はフルネームで表示する。」
- (5)「年・月・日及び巻・号・頁は・(ナカグロ)で表記してもよい。」
- (6)「たて組みの場合には、原則として、漢数字を用いるが、年・月・日はアラビア数字で表記してもよい。」

2 先例、通達について

これについても前記文書には次のような例示があげられている。

昭 41・6・8 民甲 1213 号民事局長回答

おわりに

以上のとおり説明を加えてきたが、ウェブでの論文掲載が増加するにつれて、その出典の表示方法も問題となり、< > で URL を囲むという表記方法も提唱されている。このように、表記方法も時代により移り変わりうるものである。

以 上

このシンポジウムの開催費用，この予稿・資料集その他の関連資料等の印刷・出版費用は，明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」における研究の一部として，文部省及び学校法人明治大学から支援を受けています。

この予稿・資料集に収録されている予稿及び資料等の著作物の著作権は，各著作物において著作者として表示されている者に帰属しています。

名 称：SHIP プロジェクト・サイバー法研究会・法情報学研究会第2回共同シンポジウム予稿・資料集

発 行：1999年11月27日

編 集：田中规久雄，夏井高人

執 筆：新保史生，米丸恒治，坂東俊矢，鈴木正朝，小松 弘，門 昇，指宿 信，立山紘毅，町村泰貴，岡村久道，夏井高人

協 力：久野敦司，岡田好弘，丸山憲樹

発行者：明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」，[サイバー法研究会](#)，[法情報学研究会](#)